

平成27年第3回せたな町議会定例会 第1号

平成27年9月16日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第10号 せたな町手数料条例の一部を改正する条例
- 7 議案第1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算（第7号）
- 8 議案第2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第3号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第4号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第5号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第6号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第7号 平成27年度せたな町病院事業会計補正予算（第1号）
- 14 議案第8号 せたな町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第9号 せたな町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 17 議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 18 議案第13号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 19 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 20 報告第1号 平成26年度健全化判断比率の報告について
- 21 報告第2号 平成26年度公営企業資金不足比率の報告について
- 22 認定第1号 平成26年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 23 認定第2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 24 認定第3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 25 認定第4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 26 認定第5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 27 認定第6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 28 認定第7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 29 認定第8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 30 認定第9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 31 認定第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について

3 2 認定第 1 1 号 平成 2 6 年度せたな町病院事業会計決算について

○出席議員（12名）

1 番 細 川 伸 男 君	2 番 神 田 和 浩 君
3 番 江 上 恭 司 君	4 番 本 多 浩 君
5 番 石 原 広 務 君	6 番 榊 田 道 廣 君
7 番 大 湯 圓 郷 君	8 番 真 柄 克 紀 君
9 番 平 澤 等 君	1 0 番 大 野 一 男 君
1 1 番 熊 野 主 税 君	1 2 番 菅 原 義 幸 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会委員長	田 井 重 久 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	高 野 利 廣 君
総 務 課 長	西 村 晋 悟 君
財 政 課 長	佐 々 木 正 則 君
税 務 課 長	横 川 忍 君
町 民 児 童 課 長	吉 崎 照 人 君
保 健 福 祉 課 長	丹 羽 優 君
産 業 振 興 課 長	鎌 田 勝 幸 君
建 設 水 道 課 長	原 進 君
出 納 室 長	関 功 悦 君
国保病院事務局長	小 林 安 晴 君
総務課まちづくり推進室長	黒 澤 智 彦 君
産 業 振 興 課 参 事	松 村 悟 君
総 務 課 長 補 佐	高 橋 純 君
財 政 課 長 補 佐	神 田 昌 君
町 民 児 童 課 長 補 佐	佐 々 木 真 由 美 君

町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	西	田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君
産業振興課長補佐	佐	藤	英	美	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君
税務課主幹	佐々	木	大	正	人
町民児童課主幹	濱	登	幸	恵	君
保健福祉課主幹	上	野	宏	行	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
産業建設課主幹	三	浦	剛	大	君
産業建設課主幹	河	原	泰	平	君
産業建設課主幹	阪	井	世	紀	君
農業センター副所長	沼	口	英	樹	君
建設水道課主幹	久津	間		智	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
国保病院事務局主幹	伊	勢	千佳	子	君
財政係長	吉	田	有	哉	君
経理入札係長	小	林	朱	央	君
戸籍年金係長	萩	原	千	明	君
介護保険係長	竹	内	亜希	子	君
農業振興係長	長	内	解	人	君
水産振興係長	手	塚	清	人	君
林業振興係長	池	田	裕	之	君

《大成総合支所》

総合支所長	堂	端	重	雄	君
産業建設課長	佐	野	英	也	君
地域町民課長補佐	萩	原	勝	幸	君
産業建設課長補佐	杉	村		彰	君
大成水産種苗育成センター場長	沖	崎	孝	純	君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸	治	君
地域町民課主幹	浜	高	正	明	君
大成水産種苗育成センター主幹	栄	田	武	志	君
環境生活係長	藤	谷	知	昭	君
福祉係長	谷	川	一	志	君

《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長	篠 塚 三 喜 郎	君
産 業 建 設 課 長	福 士 裕 継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新 保 修 二	君
地 域 町 民 課 長 補 佐	濱 口 喜 秋	君
地 域 町 民 課 長 補 佐	八 木 忠 義	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平 賀 英 治	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古 畑 英 規	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田 円 裕	君
教育委員会事務局長	高 田 威	君
教育委員会事務局次長	上 野 朋 広	君
教育委員会事務局主幹	増 田 和 彦	君
教育委員会事務局主幹	黒 澤 美 知 子	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	小 板 橋 司	君
---------	---------	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西 村 晋 悟	君
書 記 次 長	高 橋 純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	横 川 洋 二	君
事 務 局 次 長	丹 羽 小 百 合	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	横 川 洋 二	君
事 務 局 次 長	丹 羽 小 百 合	君
事 務 局 書 記	松 林 功	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、平成27年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、10番、大野一男議員、11番、熊野主税議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月24日までの9日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月24日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告をさせていただきます。

まず町立国保病院における内科夜間診療の実施について報告いたします。町立国保病院では、日頃、仕事などのため昼間に内科受診できない方を対象に、病気の早期発見、早期治療に心がけて受診できるよう、来る10月1日から内科夜間診療を実施することといたしました。診療は、

毎週木曜日の午後5時30分から午後7時30分の2時間となります。なお、整形外科及び歯科の夜間診療につきましては、引き続き毎週火曜日と木曜日の週2回診療を実施してまいります。

続きましての工事発注状況について、それから町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございますので、ご参照していただきたいということで説明を省かせていただきます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡潔明瞭にするようお願いをいたします。

それでは、通告順に順次発言を許します。

6番、梶田道廣議員。

○6番（梶田道廣君） ただ今議長のお許しをいただきましたので、先に提出してあります件につきまして質問をさせていただきます。

数年前より道南を中心に毒蛾が大変大量発生しております。ここせたな町におきましても、一昨年よりその被害が増え、昨年今年と被害者は急増しております。大成区に限ってみましても、ことし診療所を訪れた患者さんは4月から7月までに157人に上ります。これはほかの地域でも同じ状況だと思います。この毒蛾はご存知の通り、イタドリやハマナスを好み、これらが生い茂る場所は4月から6月頃になると目を背けたくなるほどの毛虫に覆われます。この大量発生に関し、まちでは6月に町の広報誌と共に注意喚起のチラシを配りましたが、その中に毒蛾を駆除する場合とあり、自宅の庭や自分の畑の回りなどは自分で駆除して下さい。公園や空き地、道路脇など管理者や所有者に駆除を依頼して下さいとありました。確かに自分の土地や敷地であれば所有者が駆除すべき事だと私も考えますけれども、所有者が高齢であったり、隣の土地の所有者がすでにおらず、子供たちも近くに住んでいないなどさまざまな理由で、草を刈り取ることも出来ない場合も現実には多いのであります。まちでもいろいろ対応をしてくださっているのは承知していますし、職員の方々も現場で苦勞されているのも知っておりますけれども、前年に大量発生した場所や今後予想される場所に対して業者に依頼をするとか、町内会等に助成して草刈りをしてもらおうとか、そういった今一步踏み込んだ対策が必要だと思いますが、町長はこの点につきましてどのように考えておられるのでしょうか。また、薬に関しましても住民が駆除に必要な薬の量を購入するのは大変難しいことだと思っておりますので、この点補助をするとかの手立てをして頂きたいと思いますが、この点につきましてもお伺いをさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは梶田議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、道南では昨年度に引き続き、今年においても毒蛾の大量発生が見られ、新聞等で被害状況の報道や注意喚起がなされているところであります。

せたな町においても、春の時点で毒蛾幼虫の発生が確認されたことから、町民の皆様に対して、

回覧による注意喚起や家庭での駆除方法を周知するとともに、可能な範囲での職員による駆除作業を実施して参りました。今年度は、薬剤散布を主とした駆除作業を行ったところですが、毒蛾幼虫は町内の至る所に発生しておりまして、また、一度駆除を行っても1週間後には同じ場所で再び大量発生するなど、自然の猛威に対応しきれていないのが実情であります。議員の言われたとおり、私有地の草刈りや駆除につきましては、土地の所有者または管理者が行うべきものであると考えます。また、高齢等により個人では困難な場合や所有者が不在等の場合につきましては、多くの町内会において取り組んでいる除雪協力のように、草刈りや除草協力を行っている町内会もごございます。まちでは全ての要望に応えられないこともございまして、このように町内会等、地域においてコミュニティの力を生かし、助け合いながら、草刈りや駆除を行っていただきたいと考えております。

毒蛾駆除の有効な対策としては、まず、毒蛾を発生させない環境を作るため、幼虫のエサとなる雑草などをはびこらせないようにすることが重要であり、また発生したあとでは幼虫が分散する前の4月下旬から5月頃に草刈をすると効果的であると言われております。今回、議員よりご提言をいただきましたが、苦情処理ではなく、刺傷被害抑止という観点からも、早期の草刈り、発生状況の調査、まちと住民相互の情報提供、及び駆除作業を町内会等とも連携を図りながら、毒蛾を大量発生させない環境づくりとして効果的に行ってまいりたいと考えておりますことご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） ありがとうございます。

確かに町長おっしゃるとおり、なかなか費用的な部分も含めて難しい部分があるかと思えます。ですけれども、今せたな町、特に大成の場合ですけれども、約5割の方々がもう既に65歳以上という状態の中で自分ですることがなかなか難しい、そういう方が多いと思えます。これは別に大成に限ったわけではなくて、せたな町すべてそういう状態ではないかと思うんですけれども、町内会等助け合いコミュニティを使って、そういう駆除をしていくという話でありますけれども、そこに一步踏み込んで補助等をしていただければと思えます。今大成で157人と申しましたけれども、3区を合わせるとすでに500人を超しているのかと。医療費の節減とか医療費対策という部分から考えましても、やはりこういうことは大事なことはないのかと。小さなことかもしれませんが、こういうこと一つ一つが医療費の削減にもつながっていくことだと思いますので、町長には重ねてもう一度お聞きしたいんですけれども、一步踏み込んだ協力をお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。まず、もう少し踏み込んでという話でございました。具体的な対策ということで申し上げたいと思えますが、毒蛾対策では、幼虫が分散移動始めたあとや、成虫になったあとでは有効な防除方法がないということでございまして、発生後間もない幼虫が小さく集団になっている時期の薬剤散布による駆除、あるいは除草によって幼虫を大量発生させない環境づくりが重要だと言われております。そのためには、先ほど申し上げましたとおり、早期の草刈り、早期の住民周知、発生の状況を調査などを行い駆

除方法などの周知を図りながら、住民の方々にも同様に協力していただくということが必要となります。このことを基本に、まちとしては各町内会において駆除を実施する際の薬剤噴霧器の無償の貸出しや適時公道等の除草を行うことで、効果的な大量発生抑制に努めてまいりたいと考えております。また、薬剤の補助という話もございました。殺虫剤は、ホームセンターや園芸店、薬店などで購入可能であります。まちにおいても相談を受けた際には、場所や広さを考慮して駆除方法や使用薬剤のアドバイスをを行なっていますが、経費の上では補助を要するまでの金額ではないと認識しております。例えば、今使われております薬剤費では、トレボン乳剤というのがございますが、これは1,000倍希釈ということになっておりまして、1本1,000円で100リットルの薬剤を作れるということになっておりますので、多分、100リットルと言いますと、10アール、300坪以上の面積を防除出来るということになるわけでございますが、全体を防除するということではなくて、それぞれ発生した場所にピンポイントで防除するということになりますので、相当の面積を防除出来るということになりますので、そういう補助というまでの認識はございませんということで、ご理解をいただきと思います。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 今、補助のほどではないということで、それはわかりました。わかりましたけども、住民が散布する機械自体をお借りしに行くときに、そういう薬剤も一緒に、まちのほうとして提供していただけるのか。それは自分で買いなさいよという話なのか。自分の土地であれば当然自分のという部分はあるかと思えますけれども、例えば公園とか、道路、空き地とか、例えば町内会等で草刈りをするといった場合、そういう部分に関しては、まちでそういうものもすべて用意していただけるものなのかどうか。ちょっとその点をお聞きしたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 当然まちは公共施設であるとか、公共用地についてはまちが防除するということになると思えます。まちが使う薬剤については当然まちが買うことにはなりますが、この一般町民の皆さんが使う薬剤をまちが提供するという点については、これはいろいろな制限がございます。多分これは無理ではないかと思っております。したがってお店から購入していただくことにはなると思えます。そういったことなどにつきましても、これまでも住民周知は広報等でやっておりますが、その薬剤の種類であるとか、利用方法、防除方法であるとか、それから薬剤の噴霧適期、こういった部分についても、順次まちとしては情報提供させていただきたいと思っておりますので、そうした情報をもとに、それぞれ町内会あるいは個別に対応していただくように皆さん方でぜひ話し合いをしていただいて、効果的な防除が出来るようにと考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 10番、大野一男議員。

○3番（大野一男君） ただ今議長より質問の許可がでましたので町長に1問質問させていただきます。前浜漁業振興への取り組みについて町長に答弁を求めます。

北海道水産林務部総務課の資料によりますと、北海道を取り巻く海域を日本海海域、オホーツク海海域、太平洋海域と大きく区分し、この3海域での平成25年度における漁業生産量を比較すると、オホーツク海域、42.6万トン、太平洋海域68.3万トンに比べ、日本海海域は19.

7万トンと全道3区域で一番低くなっており、また、沿海地区漁協正組合員1人当たりの生産額で比較をしますと、日本海では全道平均の約5割に留まっており、海域間で大きな格差が生じております。北海道はこの現状を重く受け止め、水揚げが低迷する日本海漁業に対して振興策を検討しなければならないとの方針を示して、昨年12月に日本海漁業振興基本方針を策定しました。この基本方針に基づき、本年5月に日本海漁業振興緊急対策事業要領が示されたところであります。これは主に栽培漁業生産を高めるため、ナマコ、キタムラサキウニ、マボヤ、ホタテ、マガキなどの増養殖魚を奨励するさまざまな支援策、藻場回復、磯焼け対策、トドなどの海獣による漁業被害対策、ニシン、サクラマスなどの放流事業、水産基盤整備事業、漁場の整備などが示されております。これを受けて当町においても地域協議会を立ち上げ、4要望事業の申請があり、6月定例会で事業予算の75%補助する日本海漁業振興緊急対策事業補助金を予算措置し、この4事業の推進を図ろうとしております。しかし、この施策は平成29年までの時限立法であります。ゆえに北海道は、今日の日本海漁業、前浜の現状を踏まえたとき、集中的かつ早期短期間でその事業着手に取り組まなければ、前浜はますます疲弊していく。待ったなしの状況にあるとの認識のもと、緊急かつ速やかにそれぞれの地域が漁業の将来ビジョンを描き、地域が主体となって、さまざまな事業展開、方策を打ち出し着実に実行に移していくことを求めていると考えます。

1、こうした北海道の意向を踏まえて、当町においても地域協議会における産官学が連携を密に、短期、中期、長期の展望のもと、日本海漁業振興基本方針で示された振興策への更なる取り組みを模索し、事業着手、拡大押し進めていくことが待ったなしで今求められていると考えます。漁業などの一次産業を基幹産業として位置付け、私の営みを考える時、この前浜振興は地域の存続の根幹をなす大きな課題と考えます。

町長の所見をお伺いいたします。

2番、大成水産種苗センターの活用も期待を大にするところであります。先般、種苗センターの業務見直しも示されたところではありますが、今後の施設整備、運営等について所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大野議員の質問についてお答えいたします。

1点目の前浜振興についてであります。大野議員の言われるとおり、大きな課題であると認識しております。高橋町政の3期目に向けての政策の柱の一つとして、これまでもウニの移殖やナマコ種苗の放流などに対し、まちとして支援を行ってきたところであります。昨年12月に北海道は栽培漁業などへの転換を柱とした、日本海漁業振興基本方針を策定し、これに基づき本年5月に、北海道の補助事業として日本海漁業振興緊急対策事業の要領が示されております。これを受け、まちとしましても、北海道の基本方針と方向性を同じくしながら漁業者が意欲を持って取り組む増養殖事業に対し支援を行うため、6月定例会において、まちの上乗せ補助を含めた予算措置を講じたところであり、現在、地区から要望のあったホタテやナマコなど4つの事業を実施しているところです。前浜振興を進めるためには、栽培漁業の推進や今ある資源の付加価値向上など、漁業者の積極的な取り組みが、何よりも重要であると考えております。そのためには従来から大きな課題となっている養殖を行うための漁業権や地区ごとに決められている操業上のル

ールの見直しなど、漁業者自らの環境整備も必要であり、意欲のある漁業者が新たな取り組みにチャレンジ出来るような仕組み作りに向け、まちとしても積極的に関わっていきたいと思っております。7月には檜山振興局においても局内に檜山地域漁業振興対策室を設置したところであり、浜の活力を取り戻す契機として、漁業者の積極的な取り組みに弾みが付くものと大いに期待しているところであります。まちとしましても北海道をはじめ関係機関と連携しながら、しっかりと前浜漁業の振興を図っていきたいと考えております。

2点目のご質問にお答えをいたします。大野議員同様、前浜漁業振興に果たす大成種苗育成センターの役割については、大変重要な施設であると認識しているところであります。当センターの運営については、平成27年6月1日開催の第9回産業教育常任委員会で説明しておりますが、これまで道内外各地にアワビ稚貝の供給をしまいましたが、近年、アワビ種苗購入団体の減少に加え、市町村の補助金の縮減などにより需要数の減少が、今後とも続くものと推測されます。このことから、減少傾向にある町外向けアワビ種苗の供給につきましては、平成28年度の秋出荷をもって終了することとし、その飼育スペースを活用して漁業者からの強い要望に応えるため、ナマコ種苗の増産体制に向けて施設の業務の見直しを図ることにしております。このことにより、今年度はナマコ種苗生産目標数を50万個として、現在、種苗生産しておりますが、平成29年度以降については70万個から100万個の種苗生産を目指すこととなります。また、この業務見直しによる施設整備については、既存の施設をそのまま利用する形で種苗生産を行うことから施設改修は、当面必要ないものと考えていますが、ナマコ種苗の増産に向けて必要な資材及び備品等に関しては、当然整備していかなければならないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○3番（大野一男君） 再質問させていただきます。まず、これからの漁業振興に向けてであります。今、基本法にしたがってまちもいろいろ関係者と協議しながら、地域協議会の中で4事業者が手を挙げて、すでに事業に入っていると。大変結構な状況だと思うんですが、これで今前浜の要望がすべてということではないだろうと思うんです。もっといろいろ条件が揃えば、あるいはいろいろ要件が整えば、やってみたい、あるいは拡大をしたいという地域の要望はあると思うし、また、そういう声をしっかり、まちも吸い上げてあるいは掘り起こして更なる拡大を図っていただきたいと思っております。その中で、私なりにちょっと考えさせていただいたんですが、今事業者の負担が4分の1です。4分の3は国と道が補助してる事業体系ですが、例えば、本人負担を、今は4分の1ですけども10分の1程度まで軽減を図って、その分をまちでもう少し多く見るとか、あるいは本人負担の資金というものもある程度100万程度を用意して、今回事業に参入したホタテの業者もいらっしゃいますけど、ある程度の規模になるとやはり4分の1とはいえ、相当の本人負担の資金が必要だという背景もありますので、そういうことは、まちで貸付制度を行うとか、あるいは利子の負担をして軽減をするといったような、そういう奨励の制度をぜひ考えていただきたい。6次産業化のときも、今地域の再生に向けて、これは民間の市中銀行ですけれども、それにファンドを起こして支援するというも行われているようですので、ぜひそういったことも具体的にまちのほうで考えていただきたい。当町には、産業振興基金というの

を創設しておりまして、平成26年度決算で2億641万円ほど執行されています。まだまだ産業基金残高もたくさんありますので、そういったこともぜひこういったことに対して、補助率のアップであるとか、そういったものに活用していただきたいと思います。

それからもう一つはこの養殖事業、日本海でどうして進まなかったのかということですが、それは時化が多くてなかなか養殖に取り組みづらい、それから、いかとかホッケとかすけそうだらといった回遊性の資源が多くて、前浜が結構潤っていたということで、どうしても養殖事業になかなか取り組むという形が見えなかったという背景があるわけですが、この静穏海域を利用して養殖業を進めていこうということが、一つの大きな課題となっております。この間の産教の資料を見させていただきましたら、小さい漁港を整備をしてやっていこうという動きも見られているという資料をいただきました。特に瀬棚地区で小規模漁港統合について協議が進められて、4漁港が一つに集積を図っていくという姿が見えてきたわけですが、こういう空いたスペースといったら語弊がありますけれども、そういったところを大いに活用して、そこに可能であれば増養殖業の基地にする。それから久遠漁港も大変広い漁港で、特に本陣川の方の1カ所は、今でもそういう増養殖業の基地として利用されてますけれども、あの辺をもう少し整備してもっと大きく投入できないのかと。これはちょっと素人ばい考えですけども、そういったこともぜひいろいろ状況をよく調査しながら、漁業者と相談をして拡大の状況を作り上げていただきたいと思います。その他振興事業の中で行われているものの中に、トドなどの海獣被害についてですが、国は平成26年8月にトド管理基本方針というものを策定して日本海でもトドの発生が顕著に見られるということで、適切な採捕管理であるとか、漁業者のハンター育成等を手掛けていこうという方針を出されています。せたな町においても実態被害は、それぞれあるんだろうと思うんですが、この辺の駆除についても、もう一つ現場として何らかの方策を作りながら、被害の回避に向けて一つ方策を作っていたいただきたいと思います。

それから生産多面機能発揮対策事業、いわゆる藻場再生や維持管理の保全活動ですけども、これはもう5、6年ずっと続いています。国と道とまちで予算をつけて、せたな町では4団体が補助いただいて執行しています。平成26年度の決算実績では170万ほど、100%執行ということで大変業者については、根気よく取り組まれているのかと思います。ぜひこれも継続でしっかりと長い年月掛かりますので藻場再生については、引き続き取り組んでいただきたいと思います。次に水産種苗センターの件ですが、今町長が縷々説明いただきましたように、アワビの生産量を縮小して、空いたスペースをナマコの養殖場に転嫁していきたいと。大変地域の要望等を踏まえますといいアイデアだと聞きました。今町長、施設の改修については当面必要ないようなお話をされました。ただし資材については、これは対象物が変わりますので、それについては、それなりの充当した予算を付けてやるということです。私がいふ施設の改修というのは、そういう資材の手当も含めて速やかに1年、2年ということではなくて、50万尾体制、70万尾体制というものを確立していくよと。それから町長冒頭に大成水産種苗センターは、非常に貴重な施設であると。私なんか初めて言っていただいたような気がするんですけども、ぜひそういう観点で、これからあの施設をしっかりと活用していくという腹づもりが町長にも出来たと理解しますので、ぜひそこは、しっかり予算を付けて期待に沿うような施設整備、資材整備をしていただきたいと

思うんです。特にこのナマコは、幼生管理が大変大事で、現場を見ましたら、高温室で幼生管理をしてる。こういうハウスがあるんです。これは冷蔵庫みたいところの中に0.5トンのパンライト水槽を6基収納して、1基当たり100万個の種を入れているんですが、それでは絶対量が足りないんで、保険の仕事も含めてウォーターバス方式ということで幼生管理をしているということです。これは普通の清掃の中に、このパンライト水槽3基を入れて水流を流して温度管理をしながらやっている。しかしやはりウォーターバス方式ではなかなか管理が難しいという実態があるようです。私これまた勝手な言い分ですが、できればこの高温室での幼生管理の体制をもう1基増設していただくことによって、将来の70万、100万という体制でしっかりとした体制が整うと思いますので、これ相当高い施設なようだけれども、現場の担当に聞きますと、今でも十分いろいろ良くしていただいているので、これ以上施設に云々という遠慮深い話も聞きましたけれど、ぜひその辺は、まちで先ほど町長が言うように地場産業の養殖事業を推進していくんだと。そういう大きな根幹に係る問題だと捉えていただいているのであれば、ぜひこの高温室での幼生管理のハウスをもう1棟増設していただくということを検討していただきたいし、できれば、そういった形で、現場の担当の人の声が一番大事ですけれども、ぜひその辺もう一度見ていただきたいと思います。それから今言った水槽管理ですが、これは採苗という作業があるんです。これ採苗作業をアワビで使っている水槽が空きますから、そこにナマコの採苗の波板を入れてやるんだそうです。これもいわゆる70万、100万という体制を作るとなれば、絶対量として本当に今の水槽で足りるのかという思いがしますので、そこはぜひ町長、施設をもう少し整備してしっかりとした体制で取り組んでいけるそういう状況を作っていただきたい。もう一つはこれ非常に温度管理が大事だということで、今屋根がプラスチックというんですが、透明のハウスになってました。遮光があるんです。そうすると室温が高くなって温度管理が難しいという話です。しかし一方では明りも取らないと育たないということなので、そこは屋根をどうするかっていうのは難しい問題なんでしょうけれども、ぜひその辺も現場の担当とよく協議をされて、一番いい生育環境を作るということにひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思います。ナマコは道の第6次栽培事業基本計画において、栽培漁業を推進することが適当な水産動物と位置付けられておりまして、北海道もさまざまな技術開発で支援していく体制をとっておりますので、ぜひ特化した形でこれからも取り組んでいただきたい。それから先の道新にこういう記事が載ってました。エゾバカ貝という貝があるんです。これは長磯の漁協青年部が大変大事に資源として育ていって、ことしは資源管理で獲らないんだということのようですが、この新聞記事9月3日の新聞ですが、生育順調エゾバカ貝、上ノ国です。上ノ国でエゾバカ貝の養殖事業を手がけて、いろいろ成功して、将来一つの大きな資源としてやっていきたいというような実証例もあるわけです。ぜひ長磯地区の漁業者がエゾバカ貝に注目して、自分たちでもそういう地域の大きな資源として活用していこうという動きもあるわけですから、ぜひこういう上ノ国町でそういう実証実験やってるということであれば、その連携でそういったところの調査をしていければ、将来大成種苗センターもこういったものを入れて、エゾバカ貝の養殖業に着手するというような事業展開もどうぞ発想として取り入れてやっていただきたいと思います。

何点か希望をも含めて質問させていただきましたが、町長に具体的な答弁をいただきたいと思い

ます。よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の質問にお答えをいたします。たくさんいただきましたので、すべて整理できているかどうか。答弁漏れはありましたらおっしゃっていただきたいと思います。まず、漁業振興についてであります。まず補助率の問題でありました。これはある程度補助率を上げることで、漁業者の取り組みがスムーズにいくと私たちも考えておりました。現在、ナマコの種苗、稚ナマコにつきましては今無償で放流をさせていただいているということでございます。こうしたことを通じて、また一層の漁業振興を図れればと思っております。それから漁港等の利用についてですが、これは漁港ばかりでなくて養殖する場合の海面につきましても、早期に対応をしなければならないと思っておりますが、ただ漁業者同士の利害も当然、絡んでくると。これは先ほどの質問にもお答えをしましたが、漁業権であるとか、操業上のルールです。これは漁協の中でそれぞれ細かく決められていることになっておりました。これが一部増養殖事業の障害となっているという側面もございまして、この辺は漁業者と十分相談をさせていただきながら、しっかりこうした増養殖事業が推進出来るようにそういったものを整えていきたいと思っております。それから海獣被害の話もございました。これは随分駆除の割り当ても増えてきていますので、こういった状況をしっかり捉えて出来れば海獣被害も押さえて参りたいということ。それから密漁対策です。これはまちでは監視カメラ等を漁協に設置して、密漁防止ということにも積極的に取り組んでいるところでございます。海獣被害、密漁いずれもこの資源を保護する。前浜資源を保護するということでもありますので、これらについてもしっかりやっていきたいと思っております。

それから藻場再生事業ですが、これは漁業者の皆さん方にもしっかりこの事業に取り組んでいただいております。これからも前浜の環境、海の環境の改善ということでは、漁業者の皆さん方と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

それから種苗センターの関係でございまして、これは議員ずいぶん勉強されておりました。いろいろ課題等あるわけでありまして、言われたとおりでございます。ただ高温室につきましても、これは現場の話を聞いたところによりますと、これまで1回の産卵で必要量を確保してきたということございまして、これが50万あるいは70万、100万ということになりますと、当然足りないということになると思います。そこで、そうした部分を改善するためにはどうするかということですが、この1回の産卵を数回に分けてやるということ、十分乗り切れるんだということございまして、これらについては、そういった技術的な部分で解決が可能と判断しております。ただ、それぞれの資材、当然、数が多くなると資材は足りないことになると思いますので、そういった部分については、しっかり必要な資材は確保することで、稚ナマコの生産が順調に進むようにそうした施設環境の整備に取り組んでまいりたいと思っております。それから上ノ国のエゾバカ貝の紹介がございました。実は新聞には載っておりませんが、せたなでも既にもうエゾバカ貝の蓄養試験これはもう取り組んでおります。このほかにも、その他の取り組みとして紹介させていただきたいと思っておりますが、先ほどから申し上げましたナマコの採苗、これは漁業者自らから久遠漁港で種苗センターとは別に自ら採苗に取り組んでおりますし、また価格付加

価値の向上ということでは、これはイカの活〆、これも今試験的に取り組んでおります。また、貝取潤の青年部では、アワビとウニを活用した加工品の開発も行われておりまして、さまざま漁業者の発案で行われている。こういった取り組みに我々も大いに期待をしているところでございます。いずれにしましても檜山沿岸の漁業が大変厳しい状況に置かれているという認識は議員と共通のものでございますが、この原因の一つにやはり回遊性資源を頼りにしている檜山沿岸の漁業という部分がございます。この太平洋やオホーツク海の漁業は増養殖漁業のウエイトが非常に大きい。この差が漁業者の水揚げや所得の差につながっていると分析されているところでございまして、我々としては出来るだけこの回遊性資源を頼りにしている漁業から、増養殖の漁業へ転換を図るということで、さまざまな北海道の事業もそうですし、まちの事業もこういったところを大きな目標として取り組んでいるところでございまして、しっかりこの部分はやらせていただきたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員よろしいですか。

○10番（大野一男君） はい。

○議長（菅原義幸君） それでは、ただ今から10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開します。

一般質問を続行いたします。

3番、江上恭司議員。

○3番（江上恭司君） それでは議長の発言の許可ができましたので、先に2点の質問を提出してある質問を町長に見解をお伺いいたします。

まず第1、農業後継者と新規就農対策についての問題であります。安倍内閣は今、TPP、農協、農業委員会改革を行っております。すでに農協改革では農協中央会が一般法人化するという法案はすでに国会通っております。このような形で農業、農地にこの政策が大きな転換期を迎えております。そしてさらに昭和45年から続いてきた米の生産調整、減反政策これが平成29年度をもって終わる。そして新たな政策の中に農地、農村を企業参入が出来る形の改革が今進められております。本町も農業土台としたまちであり、この改革がまちのこれからの問題で大きな影響が出てきます。本町の農業と農地、農家戸数を見てもみますと北檜山町農協、ここでは189戸、また新函館農協若松基幹支店は180戸の農家戸数、高齢化等農家戸数の不足により、年々組合数が減ってきております。平成26年度で、今合わせた数で369戸です。しかし、これが本当の数字ではなくて、もっと厳しい現実があります。若松農協の資料を見ますと180戸あるうち実際に営農してる農家組合数が129戸しかありません。これは北檜山農協の資料を見ても、正確にはないですけど北檜山農協も実際に組合数と実数農家数の5、60戸の問題ぐらいの差があるだろうと。そうすると、このせたな町全体で二つの農協合わせた組合数が実数、農業経営している組合数は300を切る。270、80戸しかない。昔でいう若松か北檜山の1農協

分ぐらいの組合数しか現在いないということでもあります。またその369戸の中での後継者を見てもみますと、北檜山農協29戸、若松農協は具体的な資料はないんですけど、というのは若松農協は若い人が今、農業後継者じゃなくて実際に農業経営者になってる。1番若い人で26歳。そういう関係でなかなか後継者のあれがとりづらいた。それでもだいたいあっても20戸かそこらだと。そうしたなら、多くて60戸前後の後継者しかいないという現実になるのではないのでしょうか。そういう中で、なぜ7、80戸、100何戸近い農家として残って頑張っているかというのは、経営所得安定対策これが減反対策の中で行われ、この中で米の直接支払交付金、水田活用直接支払交付金これら五つの交付金を合わすと、農家に入っている補助金が8億約3,000万、具体的には8億2,974万9,622円ですけど、約8億3,000万のお金が入ってきてる。これが平成29年で一つの政策として終わる。そういう中で若松農協の人とか、北檜山農協それから役場の産業振興課等のお話の中で新しい政策が出ると。その中でまたやっつけける見通しが出てくるんでないかという話がよく聞かれます。しかし実際に農水省が来年度農水省予算提出しているんです。それを見ますと1兆8,671億円要求して、前年度の13%増で今、概算要求してます。しかしその中身を見ますと、既にTPPを見越した重点配分の予算になっています。それでいろいろ聞きますと、今までみたいなバラ撒きのお金は出さないと。小さい農家も大きい農家も高齢者農家も同じく形じゃなくて、担い手や後継者、新規参入、それらに重点的にお金を出す。そういう政策に変わるんでないかと。そうなる今せたな町の農家の平均年齢は若松農協で56歳、北檜山農協で58歳という高齢化になっています。29年で終わるとしたら3年後には北檜山農協の場合60を超える。そういう中で継続するのが難しい農家が出てくるという現状にある中で、町の後継者対策としては新規就農対策として、後継者に100万、新規就農対策に200万というに奨励金制度があります。これだけでは非常に魅力がない対策であり、私は本当に意欲のある人が農業出来るような対策が、今必要であると考えますので、町長の考えをお聞きして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは江上議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本町の農家は、高齢化や後継者不足から年々農協組合員が減少し、このままでは、せたな町の農業や農地を維持していくことは、困難であると認識しております。平成25年3月に策定した、せたな町農業振興ビジョンにあるように当町の販売農家戸数及び農家人口は、年々減少し10年後には、農家戸数が現状の7割程度に減少するおそれがあり、また経営主の平均年齢は56歳で後継者数は50人、その割合は13%となっており、農家戸数等の減少傾向や経営主の高齢化の進展、後継者不在割合の高さなどを勘案すると担い手の育成、確保が喫緊の課題であると捉えております。このようなことから、まちは担い手確保のための対策として、Uターン等後継者や新規就農者に奨励金を交付し、これまで農業分野では38名の方に支援をしております。更に昨年度から、これまで2回に分けての交付から就業時に一括払にするなど、支援の拡充を図っております。また、まちとしましては、まずは農業の担い手の確保と支援体制の整備をするため、まち、農業委員会、北檜山町農協、新函館農協若松基幹支店や檜山農業改良普及センター北部支所など関係機関等で構成する、せたな町農業担い手育成センターを設置し、関

係機関が一体となった受皿の整備をしたところであります。担い手育成センターでは、農業実習生や研修生の受入体制の整備のため、受入可能農家のリスト化の作業を行ったり、町有施設で農業研修用宿泊施設として利用可能な施設の検討や新規就農希望者の受入体制の整備のため、空き農地や離農予定者など各JAの協力の下、リスト化など作業を進めているところであります。また、農業センターにおいては、平成25年度からせたな町の農業を担う優れた担い手を育成するため、若手農業者などを対象に生産技術や経営管理手法等の講習、先進地調査などを実施する、せたな町農業塾を開催して農業者等の意欲や経営能力、農業技術の向上、農業者のネットワークに資しております。いずれにしましても、せたな町農業振興ビジョンを指針とし関係機関で構成されている担い手育成センターを中心とし、農業の担い手確保や支援体制の整備をしてまいりたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 今、町長の認識として厳しい状況にあるという点では私と一致して、奨励金制度も今まで2回払いだっただのを1回にするという事実。対策。あと農業関係者を含めた対策センターを作りながらいろいろな形のリストをやっているということは、非常に、別に悪いことではないけど、ただ。今そういうような状況にはないんじゃないかと。というのは平成26年に策定された町のビジョンと今、実際に両農協がどうしているかと言ったら、例えば北檜山農協であれば第9次農業振興計画、これが27年、ことしから29年まで、これ見ますと農業後継者が平成26年では29人いると。だけど29年に、あと2年後になると20人しかいなくなる。9人も減るんです。そういうデータがずっと見ていたらまったくこのままでは、見通しの立たないそういう状況というのは出てくるんです。先日若松農協ともお話したときに、今の状態が進むなら若松農協はもうやっていけないという状況が出て、平成29年の減反政策が終わったときにどうするかということは今打って出ないと、せたな町の農業は見通しが全く暗くなるんじゃないかと。それと同時に今必要なのは僕は新規就農問題です。町長はいろいろと今いろんな形でやってます。家の問題、技術の問題含めてやってますというけど、それを体系的な問題としてきちんとこういうことでは、せたな町こういう新規就農対策やってますよというのが見えてないんです。それらの体系をきちんと作って、そして町内外に発信して意欲のある若い農家希望というのが結構あるんです聞くと。先日も丹羽のネトイ荘を訪問したときに、そこに泊まっている若い女性の方が農家をやりたいという希望あるけど江上さんどうでしょうねっていう話されて、やっぱりあっちこっちでそういう希望が出て来てる。これをきちんと、せたな町ではこういう対策の中で新規就農を支援してますというのが、やはり目に見える形できちんと作るべきだと考えてますので、その辺もう一度答弁お願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。新規就農者の受け入れの体制をしっかりと取るべきだという話でございました。もちろん我々も農業を目指したいとそういう希望の持っている若い人がある程度の量はいると聞かされております。しかし一般的に、議員も最初の質問のときにおっしゃってましたように、今の農業を取り巻く環境、非常に厳しいというそうした実感がございます。そこで新規に取り組まれるそういった担い手につきましては、一般的に非常に高い能力

が求められることになると思います。これからの農業経営者の経営者増としては、我々考えているのは優秀な労働者であるということと、優秀な経営者であるということと、優秀な技術者であると。この三つを兼ね備えていなければなかなかこれからの農業を経営していくことは難しいと考えております。そこで我々としては、やはり今の後継者となって、実際に営農をしている若い方々に対しては、農業塾ということで、そういった情報提供や座学などをしてしっかり将来の担い手として成長していただくようにと捉えているところでございます。新たな担い手を確保するというまちの施策は、先ほどもお話をさせていただきました。これは今一括で奨励金を交付するというところでございますが、これと合わせて、せたな町で農業をやりたいと。そういった魅力をしっかり外に発信するというのと合わせて、やはり新規就農として定着する前の研修農場、そういったことあるいは宿泊施設、また、実際に定住したときの定住対策です。今ご承知のようにさまざまな定住対策やっておりますが、これは結婚の定住奨励であるとか、幼稚園、保育料の軽減、給食費の負担軽減、それから医療費の無料化であるとか、こういったさまざまな定住促進政策をする。これは担い手対策に含めて農家にこういった定住対策をしっかりやるということで、せたな町で農業に取り組むという若者が一人でも多くなればと思っております。ただ、これでじゃあ十分かといわれますと、多分これからそういった取り組みを進めていく中で、さまざまな課題も見えてくると思っております。この部分については、受入れの担い手育成センターを中心に、その辺を整理をして次の手を打つということになると思っております。いずれにしましても、当町の農業の将来、大変厳しいものがございますが、何としてもこれは基幹産業の大きな柱の一つということになっておりますので、これは現状の生産を維持する。あるいはこの現状の生産を少しでも改善、拡大していく方向に進むように我々としてもしっかり汗を流して行かなければならないと考えておりますことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 3回目の質問させていただきます。今町長が、希望者はいると、しかし厳しい現状だと。高い技術だとか、高い経営能力を持った人がやっても厳しいからなかなか厳しいのではないかと。僕は違うと思うんです。本来、日本の農業は家族経営でどうするかで、今まで発展した農業なんです。だから最近この地域に入った、例えば僕の地域の徳島、松岡だとか、濁川に入った人を見ますと全く経験のない人が入ってきて、濁川の方は高校の先生やっていた人が入ってきて、経営みたら規模は拡大しないと。自分が生活出来る、経営をすると。松岡にいる若い農家の方も自分の生活出来る経営で、規模拡大しないでやっていくというような傾向もあるんです。そういう人方を本当に受け入れてやっていくような体制が必要だし、今町長、本当にこのままでいけば、せたな町の農業たった60人前後、例えば北檜山農協はあと3年後には9人減って20人になる。やっていけなくなりますよこれ。そして、まちの土台の農業です。ここが崩れたら、まちも崩れるんです。そういう問題で緊急な問題とそれからもう一つは、高齢者農家対策というの僕はやっていく必要がある。今やっぱり高齢者の方でもずっとやりたいという希望を持っている人たくさんいるんです。その人が、なぜ出来ないかという、もう高齢だから機械が壊れたと、新しい機械を買うといってもとても自分の年齢からいってらもうやっていけない。だから辞めざるを得ない。そういう人が営農出来るような環境づくりも同時にしないと、せたな町の

土地と農業を今守っていくことが非常に厳しいのではないかと。そういう対策も含めて、生産農業法人を含めた対策も含めてもう一度町長の考え聞かせていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。先ほどからも言ってますように、この農業を取り巻く環境、せたな町の農業の現状というのは、これは議員と認識は全く一緒だと思ってる所でご理解をいただきたいと思いますが、そこでこの現状をどうやって解決して、次の将来の、せたな町の農業という大きな柱を維持していくかという対策について、いろいろと議員から提言があったと思っておりますが、これはいずれにしましても、国の減反政策、先ほど言いましたように8億3,000万という大きな金額が、せたな町には入ってきている。これがこのあと毎年のように減って行って最後にはなくなる。今農業の生産額というのは、40数億でございますので、これを加えることによって50億を超える金額が300戸前後の農家の所得になっていることを考えますと非常に大きな割合と言わざるを得ないと思います。そこでこの8億の減少をどうやってカバーしていくかということになると思いますが、それは、個々の農家の皆さんがそれぞれ工夫をしながら、知恵を絞りながら自分の経営の将来をしっかりと見据えて対策をこれから打っていくものと思っております、それは、まちとしても、当然農協も自らの問題ということで、考えて対策を打ってくると思いますが、まちもそういった部分でのお手伝いをしていくということになろうかと思います。

農業後継者の担い手の話になりますと、こうした状況の中で確かにいろいろな方々がございます。その農業の問題については、いろいろな経営パターンがあると。それは担い手の農業像といえますか、求めるもの、農業者像というのは、それぞれ多分違って来るだろうと思います。ですからそれはそれで、そういった多様な担い手のニーズにしっかりと答えていかなければならないものと思っておりますので、画一的な政策ですべてが解決する状況ではないということは重々承知しております。したがって、これはまちがどの分野で、どの程度の量を支援していくかということは、それぞれ個別の案件によるものと思っておりますが、そうしたことで地域の農業人口農業後継者の確保が図れるとすれば、それは、まちもしっかり考えていかなければならないと思います。そういったさまざまなニーズが担い手育成センターの中で整理をされて、それがこれからの施策を判断する上で十分な参考資料になると思っておりますので、その部分では大いに期待をしているということでございます。いずれにしましても議員おっしゃるように、せたな町の農業、大事な大きな柱をしっかりとこのあとも継続発展させるという観点から知恵を絞ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） では二つ目の問題として、公立せたな病院の問題について、お伺いいたします。今、団塊世代の方が前期高齢者、そして2025年には後期高齢者という段階に入っていく、特にこのせたな町においても大成地区では、高齢者比率50%を超える。全体でも40%を超えるという国の先取りの高齢者社会になっています。そういう中で、年々増え続ける医療費、介護の利用料これを国は抑制するために、医療介護総合確保推進法という法律が通り、平成26年6月25日に公布され、次々と医療改革が進められています。そこで今回、厚生省から出され

た第二次医療圏の地域医療構想の検討、これが始まっております。すでにスケジュール的に見ても27年の3月から始まったこの地域医療構想策定スケジュール案見ますと、7月には地域医療専門委員会それからベッドの数含めたそういう対策、会合が開かれ、7月の末から8月にかけて第1回の調整会議。そして10月には第2回の調整会議、これらが今、地域医療構想の中で進められている。地域医療構想というのは、厚生省がその地域に対して、これから2025年までどのような形のものにするかということを出している。その中で病床の数が北海道で一番削減されるのが、渡島檜山この地域です。2013年度にこの地域にあった病床数が1,005ありました。それが2025年度までに残すのが543、削減率で45.9%と、大幅に削減される。そういう内容で第二次医療圏が、今、地域医療構想で進められています。これがせたな町立国保病院にどう影響が出てくるのか。そして、更にまた公立病院改革推進という総務自治財政局、これ平成19年にも公立病院改革ガイドラインというのが出されたと思いますけれども、また平成27年3月31日にこれが出された。ここで大きな問題なのは、今まで改革案として三つの要件で改革を進めるべきだという平成19年の通達にプラス今度の新しい改革案としては、地域医療構想を踏まえた役割の明確化という形で出されてる。そして、これがどういう形で今度国がやってくるかということ、例えば病症ベッド数の地方交付税の処置、これは今までベッド数に応じて交付税が出されてたのが、今度は自主的な使われているベッドで交付金出しますよと。地方交付金。というような形で大幅に変えられてくる。その場合うちの国保病院は、今までどれだけのベッド数に応じた交付金もらって、もしこれが実施されるならどのぐらい減収していくか、その辺含めて第1回目どようになってるか町長の考えをお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは公立病院改革の質問でございますが、まずはじめに、地域医療構想についてお答えいたします。国は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となり、高齢化が一段と進行する2025年を見据え、病床の機能分化、連携、在宅医療、介護の推進、医師、看護師等の医療従事者の確保、勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築といった医療、介護サービスの提供体制の改革を進めており、昨年第186回通常国会において、関係法律の改正法が成立いたしましたところであります。この改正法を受け、北海道においても2025年に向けて、原則、第二次医療圏を単位とする構想区域ごとに、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、それぞれの患者の状態にあった医療サービスを提供出来る、バランスの取れた医療提供体制の構築をめざし、北海道医療計画の一部として地域医療構想を策定することとなり、この地域医療構想の策定に向けた検討を行うための基礎データが国から示され、道内の二次医療圏ごとに2025年に必要とされる医療の規模の推計を行ったところ、北渡島檜山圏域については2013年の許可病床数が1,005床に対して、今から10年後の2025年には最大で543床の許可病床数とする推計値が、去る8月27日の北海道新聞において報道されたところであります。北海道としては、あくまでも本推計は、現在患者に行われている医療行為の量を元に、今後どのような種類の医療がどの程度必要とされるのかという医療の需要を推計したもので、今後の検討のための基礎データであり、この推計結果に基づいて病床を強制的に削減するものではないと聞いております。

この削減がせたな町にどのような影響が出てくるのかとの質問でございましたが、今後、北海道としても、地域医療構想の策定に向け、二次医療圏に設置予定の地域医療構想調整会議において、各医療機関、市町村をはじめとする関係者の方々と検討を行っていく予定となっておりますので、当町においても本調整会議に加わりながら、せたな町になるべく影響が出ないように協議していくことで考えております。

次に、改革プランについてお答えいたします。地域における基幹的な公的医療機関としての公立病院は、地域医療の確保のため重要な役割を果たしている一方、多くの公立病院においては、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況となっていることを踏まえ、国においては平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを策定し、病院事業を設置の地方公共団体に対しては、公立病院改革プランの策定が要請され、当町においても平成20年12月に、せたな町立国保病院改革プランを策定しております。しかしながら、今般、公立病院の果たすべき役割は、先程申し上げた地域医療構想を踏まえたものでなければならないとして、国においても新たな公立病院改革ガイドラインが策定され、公立病院改革プランについても、これまでの経営効率化、再編、ネットワーク化、経営形態の見直しに、地域医療構想を踏まえた役割の明確化を加えた4つの視点に立って改革を進めることが必要とされ、平成27年度または平成28年度中に策定していただくという要請されております。当町においては、平成28年2月以降に北海道医療計画改定版の見直しが示されることから、それを受けて新しい改革プランを策定していきたいという考えでおります。また、病床数に応じた地方交付税算定の見直しとして、許可病床数から稼働病床数に変更することについては、関係法律の改正法に基づき、病床機能報告制度が平成26年10月からスタートしたことにより、各医療機関の病床の医療機能の把握が可能となったことから、地方交付税の算定の基礎となる病床数を許可病床数から稼働病床数に変更することとなっております。なお、稼働病床数とは、病床利用率とは違いまして、許可病床数から休床の届出をしている病床数のほか、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数を除いた病床数のことを言いますが、江上議員ご質問の、せたな町の国保病院への交付が大きく削減されるというご質問についてですが、当町においては平成26年度病床機能報告で許可病床数97床に対し、稼働病床数を77床と報告しており、このことから20床分の地方交付税が削減される計算となりますが、総務省自治財政局長の通知にも示されているとおり、地方交付税の減少を緩和する措置が講じられ、実際には20床の1割に当たる2床分を削減した95床が算定病床数ということで、平成27年度の地方交付税から見直しが図られるということでございます。いずれにいたしましても、地域医療構想や北海道医療計画改定版の見直し議論を踏まえて、新たなせたな町立国保病院改革プランを策定していく中で、公立病院の果たすべき役割の明確化や、将来の病床機能のあり方などを示しながら、引き続き経営の効率化なども図り、医療等対策審議会の委員の皆様や議員各位にもご協議をしていただき、新しい改革プランの策定に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 最初に地域医療構想の問題で、これは今基礎データ含めて作りながら調整会議が開かれていくと思うんですけど、これスケジュールによると、地域医療専門委員会が4

月に開かれ、そして7月の下旬から8月中にかけて、第1回調整会議が開かれるというスケジュールになって、第2回が10月。これ実際に開かれているのかどうか。もし開かれているなら、うちから参加して、そしてその会議の内容を含めたものをきちんと公表すべきだと思いますので、その辺もう一回お願いします。

それから改革プランの問題では28年度に改革プランを作ると今、答弁されましたが、実際にこの交付税、今回、平成27年度は2床分で済む。しかしこれが将来的には稼働ベッド数の関係でいくともっともっと僕は減る可能性があると思うので、その辺含めた対策はきちんとしていかなければならない。今、せたなの町立国保病院の場合、非常に地域に密着した病院づくりをしようということで頑張っていると思うんです。病院祭とか、きょうの行政報告の中にも夜間診療とか、そういう地域密着型の病院を、この地域ではどうしても無くすることのできない、そういう点での改革プランに対して、せたな町の残す対策をいろいろな形で情報を公開しながら、町民と一緒に考えていくそういうシステムを作ってほしいと思いますので、よろしくお願いします。2回目の質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず地域医療構想調整会議でございますが、これはこれから開催するというので、今までまだ開かれておりません。したがって先ほども申し上げましたように、なるべくまちに影響が出ないようにという立場で、協議をさせていただくことになると思います。それから、先ほども申し上げました20床の稼働病床数の現状の病床数から減ることになりますが、現在そのうちの2床分しか減らされていないという状況にあります。いずれにしてもそれを近づける20床を削減するという方向にはあると思っております。ただ、それが20床満度に減らされるかどうかということはまだ確認をしておりませんが、しかしせたな町の北部渡島檜山の病床数1,005床から543にという数字でございますが、これは462床今の状況から減らされるということになります。ご存じのように、これは実は2013年の数字でございますが、町立瀬棚診療所の16床も含まれております。それからこの今なくなる予定となっております国立八雲病院の240も含まれているということからすると、だまっていてこの260は減るんだということになりますと、残りの202床ということになります。そういったことでこれは強制的に減らすものではないと言っておりますから、この部分については、実態に即した病床数の決定がなされるものと考えておまして、いずれにしても病床数は、多分、今の時点から減るということは、いくつ減るか確定はできませんが減ることにはなると思いますので、引き続き病院の経営効率化ということについては取り組んでいかなければならないと思っております。

○3番（江上恭司君） 情報公開の関係。

○町長（高橋貞光君） これは先ほど申し上げましたように、地域医療構想調整会議でこれから議論されることになると思います。それらのことについては、重要な決定がなされることとなりますと、当然これは議会にももちろん報告をしなければならないと思っております。

○3番（江上恭司君） 以上で一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第10号

○議長（菅原義幸君） 議案第10号は、補正予算に関連いたしますので先に審議いたします。

日程第6、議案第10号 せたな町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは議案その2の15ページからです。議案第10号 せたな町手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の通知カード等の再発行に係る手数料について規定するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律により、住民基本台帳法の一部が改正され、住民基本台帳カードが廃止されることから本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは議案書の16ページをご覧ください。はじめに条例改正の趣旨についてご説明申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、今いうマイナンバー制度が平成27年10月5日から施行され、国民一人一人に個人番号が付番されるとともに、平成28年1月から法に基づく運用が開始されます。個人番号が地方公共団体情報システム機構から個人番号が記載されました通知カードが平成27年10月5日以降、世帯ごとに簡易書留で郵送されることで措置されます。また本人からの申請によりまして、顔写真付の個人番号カードが平成28年1月1日以降交付されます。いずれも初回のカードは法定受託事務として取扱いしますので、国庫補助の対象となることから交付手数料が無料となります。ただし紛失等により再交付の場合は国庫補助の対象外となることから個人負担をいただくため、せたな町手数料条例の一部を改正するものであります。

16ページですが、本条例は別表第1を2段階で改正するものとなっております。第1条では平成27年10月5日以降郵送される通知カードの再交付の手数料を500円と定めるものです。第2条では第1条で改正した別表第1をさらに改正するもので、平成28年1月1日から個人番号カードが交付されることから、これまでの住民基本台帳カードの新規交付は平成27年12月末までとされており、そのため住民基本台帳カードの手数料を削除し、個人番号カードの再交付手数料を800円と定めるものでございます。なお金額につきましては、紙やICカードの原価を考慮し国が示したものとなっております。附則としまして、この条例中、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日からの施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） お尋ねをします。この制度、国の制度が変わるということで、当然町もそういう対応をしていくということですから、条例自体については私は何もありませんが、ただやはりこういう新しい制度の取り組みの中で、最終的には末端自治体がこういう運用も含めて混乱のないように施策をしていかなければならないと思います。国からいろいろな形でPR等も含めて、町に具体的にこんな活動をして町民周知を図るかとかそんな指導等はあるんでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） マイナンバー制度の町民皆様に対する周知でございますが、マイナンバー制度がスタートしますという周知につきましては、8月の第4週の連絡員の回覧で1回目の周知をさせていただいております。更に10月の町広報におきましてマイナンバー制度が始まりますということで、通知カードを10月5日から各家庭に郵送になりますので、その辺の内容も含めて周知を図っていくことで今進んでいるところでございます。

○8番（真柄克紀君） 国から指導とかそういうことあるんですかという話です。運用について。

○町民児童課長（吉崎照人君） 現時点においては、マイナンバー制度の趣旨ですが、税務関係、社会保障関係、災害対策関係の三つについて使用していくんですよという通知がされておりますが、現時点において町の窓口でこういったものに使っていきなさいという指導等は受けておりません。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 私が心配するのは、いろいろな新しい取り組みの時、これも国から便利だということの中で、ただこれは一つある意味で間違いと情報を含めた個人管理ということも含めて危惧される。これも事実の話です。ですからこの条例の段階の中で総務委員会等で私、もうちょっと揉んだのかどうかわかりませんが、いずれにしても、これを町が取り入れて行うという以上は町の行政の責任として、町民にどのような形で周知していくのがスムーズになおかつ運用もいくかということの対策はきちっと庁内で話合っているんだろうということも含めて、私町長にお聞きします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今まちが取り入れてということでございましたが、まちが取り入れるとか取り入れないとかとり入れないとかの問題じゃなくて、これは国の制度としてこれはやらなければならないということでございます。ただ、そういったカードに係る住民周知については、先ほども言いましたように8月の広報、あるいは10月、今回、配付される10月広報でこれの周知を図っていきたいと思っているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 私は今町長もそう、広報というのは多分そうだと思いますが、ただ、先ほど来ほかの質問でも高齢者の方々が非常に多い。なおかつ不在等も多いという中で、これは国の事業ですから直接町はと言えばそれまでですけど、だけど現実問題としてそういう混乱も含めてやっぱり説明していかざるを得ないだろうと思います。私はですからこの条例の中身についてど

うこうは言いませんけども、ただ周知するために仮に国から要請が無いにしても、高齢化のまちの中では、丁寧な形の説明をきちんとして、この制度に乗っかっていていただきたいと思いますので、最後、町長答弁でお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） これは本来国の制度ですから、国が責任を持ってしっかり説明をするのが筋だと思いますが、まちは末端自治体ということになりますので、それは、まちもしっかりその辺の住民周知は図ってまいりたい。窓口におきまして、その辺のこられた方には当然、説明をしながら、交付を受ける方については、そういうことになると思いますし、これは交付を受けるか、受けないかという問題については、また別ものでございますので、それらについても十分理解した上で、この制度を実施することになると思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

ただ今から昼休み休憩に入ります。

再会は午後 1 時といたします。

休憩 午後 1 2 時 0 2 分

再会 午後 1 時 0 0 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第 7 議案第 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 7、議案第 1 号 平成 2 7 年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その 1 でございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 8, 4 8 5 万 7, 0 0 0 円を追加し、総額を 9 4 億 6, 9 7 6 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

その主な内容ですが、ふるさと応援寄附金に対する、ふるさと納税報償費、企業立地促進奨励金、マイナンバー制度の本年10月からの実施に伴う経費や大成生活館外壁等改修工事、瀬棚港フェリー岸壁嵩上工事、準用河川最内川災害復旧工事のほか行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。また予算に合わせまして、地方債の追加1件をお願いしております。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） それでは初めに起債の追加につきまして説明をいたします。議案書その1、6ページでございます。第2表地方債の追加でございます。起債の目的は、現年発生補助災害復旧事業債でございまして、準用河川最内川の災害復旧事業実施に伴うものでございます。限度額は360万円、起債の方法、利率、償還の方法などにつきましては記載のとおりでございます。

次に、お手元の平成27年度せたな町一般会計補正予算第7号、補足資料で補正予算の内容を説明いたします。お目通しをいただいておりますので、主な歳出、歳入につきまして説明をいたします。

歳出から説明をいたします。3ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費502万7,000円の追加でございます。議案書では14ページでございます。7節賃金、冬囲い賃金6万4,000円の減額につきましては、13節委託料に振替えてございます。8節報償費、ふるさと納税報償費300万円につきましては、予想を上回る、ふるさと応援寄附がございまして、年間1,050件の寄附を見込み補正をお願いするものであります。なお、7月末までの実績は102件となっております。次に、人事評価制度講師謝礼35万円の減額につきましては、13節委託料に振替えてございます。13節委託料、樹木等冬囲い設置業務6万5,000円、人事評価制度構築・導入支援業務237万6,000円の追加は振替えによるのでございます。6目基金管理費では220万円の追加でございます。ふるさと寄附金として寄附がございました。この意向に沿いましてそれぞれの基金に積み立てをするものでございます。14目諸費234万8,000円の追加は、企業立地促進条例に基づきまして、町内2法人に対する企業立地促進奨励金でございます。3項戸籍住民基本台帳費では目新設で2目個人番号カード交付事業費493万円の追加でございます。議案第10号で、マイナンバー制度の概略について説明を申し上げましたが、本年10月から実施されますマイナンバー制度の実施に伴う経費でございます。

次に4ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費53万2,000円の追加でございます。議案書では16ページでございます。大成長生園高圧受電用引込ケーブル改修工事のうち通所介護施設でございますデイサービスセンター大成長生園に係る20%について補助をお願いするものでございます。5目障害者福祉費では899万5,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で障害者医療費国道費負担金返還金などで729万5,

000円の追加は、平成26年度分精算返還金でございます。6目福祉施設管理費526万9,000円の追加は、大成生活館外壁等改修工事や会議用テーブル、椅子などの備品購入についてお願いをするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では798万6,000円の追加でございます。議案書では18ページでございます。28節繰出金、病院事業会計繰出金308万2,000円につきましては、元町地区病院職員住宅改修工事などに係るものでございます。次に簡易水道事業特別会計繰出金490万4,000円につきましては、瀬棚区水道施設整備地下水調査業務や老朽化し運転不良があります北檜山区丹羽ポンプ場の施設更新工事に係るものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費155万5,000円の追加でございます。議案書では18ページからであります。1節報酬で農地利用状況調査委員報酬107万8,000円の追加をお願いするものであります。

次に5ページでございます。4目畜産業費では620万6,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金で優良家畜導入支援事業補助金605万円の追加をお願いするものでございます。2項林業費、1目林業総務費112万6,000円の追加でございます。11節需用費修繕料112万6,000円は、林業専用道2路線の法面補修でございます。

7款1項共に商工費、5目温泉ホテルきたひやま管理費では108万円の追加でございます。議案書では21ページでございます。防犯監視システム更新工事でございますして、監視カメラ8台の設置、配線などの方針でございます。

8款土木費、2項道路橋樑費、1目道路維持費532万円の追加でございます。議案書では21ページからであります。11節需用費で町道維持のための修繕料850万円の追加、13節委託料では流雪溝監視システム保守点検業務368万円の減額で、これは監視システム更新工事受注業者が監視システムの調整・点検を行うことによるものであります。4項港湾費、1目港湾管理費585万5,000円の追加でございます。15節工事請負費、瀬棚港フェリー岸壁嵩上工事につきましては、大型バスがフェリーから安全に下船できるよう岸壁の嵩上げを行いまして勾配の改善を図るものでございます。

次に上架施設ワイヤーロープ等取替工事につきましては、上架施設の保守点検結果に基づきましてワイヤーロープなどの取替工事を行うものでございます。

9款1項1目共に消防費136万円の追加でございます。議案書では23ページでございます。補正の内容につきましては別冊で配付をしてございます。檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけますが、救急医療機器の整備、消火栓2基の修繕についてお願いをするものでございます。

次に6ページでございます。10款教育費、2項小学校費、3目学校施設整備費65万9,000円の追加でございます。議案書では23ページでございます。11節需用費で修繕料は北檜山小学校暖房集中制御ユニット交換修繕をお願いするものでございます。

14款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目河川災害復旧費2,050万円の追加でございます。議案書では25ページでございます。国庫補助災害事業によりまして、準用河川

最内川左岸延長45メートルの復旧工事でございます。また、単独事業で大型土のう撤去工事についてもお願いするものでございます。

これらに係る主な歳入でございますが、戻りまして1ページでございます。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金は目新設でございます。1,440万円の追加につきましては、準用河川最内川災害復旧事業に係るものでございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金339万2,000円の追加につきましては、個人番号カード交付事業費について追加をお願いするものでございます。3項委託金、3目土木費委託金283万6,000円の減額につきましては、流雪溝監視システム保守点検業務に係るものでございます。

14款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金273万4,000円の追加につきましては、機構集積支援事業補助金101万1,000円は、農業委員会農地利用状況調査に対する補助でございます。次に中山間地域等直接支払推進交付金111万8,000円につきましては、中山間地域等直接支払推進事業事務費に対する補助でございます。

16款1項共に寄附金、2目ふるさと応援寄附金は220万円の追加でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、4目産業振興基金繰入金616万8,000円の追加につきましては、優良家畜導入支援事業補助金及び畜産粗飼料生産性向上対策事業補助金に充当するための繰入れをお願いするものでございます。

次に2ページでございます。19款諸収入、4項1目共に雑入270万円の追加でございます。1節総務費雑入ではいきいきふるさと推進事業助成金250万円の追加でございます。これにつきましては、北海道市町村振興協会から交付されるもので、その内訳は合併10周年記念事業のうち合併記念誌作成100万円、芸術鑑賞事業、人形劇ひょっこりひょうたん島に65万円、各種社会体育事業として、佐藤ひろみちお兄さん体操教室に85万円となっております。事項別明細書では財源振替えとなっております。

20款1項共に町債、6目災害復旧債で目新設でございます。360万円の追加は現年発生補助災害復旧事業債でございまして、準用河川最内川災害復旧事業に充当するものでございます。この補助災害復旧事業債は元利償還金の95%が交付税措置されるところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただ今の説明で一般会計補正予算の補足資料の5ページです。畜産業費優良家畜導入支援事業補助金等で605万とありますけれども、これはどういう家畜の導入を求めたのか。あるいは種類と頭数わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の質問でございますが、この優良家畜導入事業につきましては、平成21年度から実はやっております。21年度からやってみて今年27年度につきましては、この事業の3期目としてスタートをしております。事業の内容につきましては町内から導入する優良な家畜の導入の費用に対して3分の1以内を補助するというものでございます。

今年度の導入頭数につきましては、当初予算で、これまでの実績を基に予算は見ていた訳なんですけども、個体価格が上がっているということと、あと農業者、畜産農家の導入意欲が高まったということで対象となる乳用牛、黒毛牛、肉専用種です。それと豚など鶏も含まれますが、それらの改築について、当初乳用牛では25頭を見ておりましたが、今回、申請を取りまとめた結果、乳用牛では34頭に、肉用牛では15頭から30頭、豚が20頭から30頭ということで農家の希望が上がったということで今回605万円の補正をお願いしたということでございます。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただ今の説明で3分の1が補助ということですけども、3分の2は各自の農家が負担する費用の分でしょうか。

○議長（菅原義幸君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 対象となる家畜につきましては、導入の限度額というものもあります。導入の限度額の部分について3分の1以内ということで、残りについては個人の負担となります。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） 何については今聞きにくかったんですが、何については個人の負担ということをもう一度説明お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 鎌田課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 肉用牛なら肉用牛で限度額というものがあまして、限度額を超えた部分は購入者の負担になります。限度額以内を80万なら80万した場合、その80万に対して3分の1以内をまちが補助することになります。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） まず補正予算の中で今、大湯議員の質問にあったように、大変家畜導入等で成果が上がっている項目ございます。ただ1点補正予算という考え方でお聞きしたいんですが、この大成の生活館ですか。新たにこれは商工会から譲り受けた建物を転用するというので、この譲り受けたという報告があったのもつい最近だったわけです。それまでこれに代わる施設はどう運用していたかわかりませんが、あるときの説明だとそんなにお金も掛らないし、使い勝手がいいということなので引き受けたというお話だったんですが、ただ補正予算の観点からいきますと、これ一般財源で500万というのは、ボンとすぐにしかも2カ月足らずですぐに執行されるということ、財政課長に聞きたいんですけど、こういう補正予算の考え方としたら、こういう形でいくとすると、もっと違う形の当初予算からということも含めてやっぱり、これは特別なのかわかりませんよ。ただ、この辺についての経緯をまずお聞きしたいです。それと先ほど言ったように一般財源全部で突然のように補正予算にされると、まだまだ各担当いろんな形でもっている予算の組み方はあるのかという気もしますので、その辺含めて補正予算に対する、まちの考え方もあると思いますので、基本的な考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 堂端大成総合支所長。

○大成総合支所長（堂端重雄君） 真柄議員のご質問でございますが、ご承知のとおり大成商工

会館3月で締めたわけでごさいます、その後、商工会の正式な理事会が6月19日にごさいます、意思決定してまちへ無償譲渡するというごさいます、それを受けまして正式に寄附採納を受けて、所有権移転登記終わったのが7月30日ということで8月5日の臨時会において、条例を大成生活館ということで制定させていただいたというのがいきさつでごさいます。その中で、寄附採納受ける段階で、まず屋根の雨漏りがするということも受けております。現実的に2階建てですが、集会室で雨漏りの確認をしております。それともう一つ生活館ということになりますと調理室が必要になってきております。そういうことで商工会には、給湯室、小さいいわゆるお湯を沸かす程度の給湯室しかございませぬので、やはり生活館集会室として利用することになれば、それらの調理室としての機能がないうことで、これらを改修しなければ地域の方々の集会室の利用としては難しいということがございませぬので、急ではございませぬが補正予算で提案させていただいたというのが経緯でごさいます。

以上でごさいます。

○議長（菅原義幸君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） お答えを申し上げます。ただ今の総合支所長からも説明があったところでございませぬけれども、これに代わる代替えの施設がないということから住民の皆様の利便性を考えたときには、補正はやむを得なかつたと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今の財政課長のやむを得ないということは、これは補正ですからそういう形で組んでいくことは多々ある。ただ今の堂端支所長の話からいくと、4月の段階からもうその形の計画をしてたということですか。逆に言うと。まだ譲り受けてはいないけれども、そういう形で考えていこうという基本構想はあつたという考えでよろしいですか。

○議長（菅原義幸君） 堂端総合支所長。

○大成総合支所長（堂端重雄君） 先ほども申し上げましたように、私もこの4月から大成の支所に行つてございませぬので、6月19日、正式に商工会の理事会が意思決定したということを受けて町長にその旨伝えられた。その後、寄附採納を受ける前でいろいろ大成商工会館の現状を見せていただいた。その中でやはり、まず最低限やらなければならぬものは、やはり改修しなければいけないということで、その段階では計画を取り始めたといつたところでございませぬ、8月5日の条例改正、生活館としての機能をするための条例を制定させていただいたときには間に合わなかつたということでごさいます。

以上でごさいます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 私、地域の方々の、前からの、その今の建物が無くなつてからはどういふ対応してたのか私も聞きたいんですけど地域の方が。であれば、それまでの間どういふ形で地域の要望に対して、対応したのか。それからいけば当初からそういう計画があつたのかということ。当然、商工会がそうなつたからポンという形で補正となると、ちょっといかなものかという形があつたもので私聞いているので、補正本来の在り方からいつたらそうじゃないんじゃないですかと。これ町民の地域の方々のそのためには、役立つことですから、これ自体の問題でな

くて、補正のもっていきかたとしたときに、今回の補正に上がってます瀬棚港の嵩上げの問題とか。これは単独町だけじゃなくて、フェリー会社も全部挟んだ中でどうしてもしなければならない時期の補正こういうのもあります。ですからこの施設を運用すること自体はそれは地域の方々があれして下さるように運営していただきたいと思いますが、ただ、聞いた最初の段階では、そんなにお金も掛らないとも確か説明あったし、だけど現実一般財源で500万ったら金掛るんじゃないのと、私、単純に見ても思いますので、その辺について補正のきちとした運用の仕方をもう一回町長の口から説明していただきたいし、この施設に関してはそうなった以上は住民生活に密着する施設だということですから、やはりきちとした形で利用していただくように努力していただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 堂端総合支所長。

○大成総合支所長（堂端重雄君） 先に突然と出てきた話、その前に地域の方々の利用していた施設について私答弁をしております。大成生活館のある隣に大成児童館がございまして、この児童館も昭和40年代に建てられたほとんど老朽化をしている児童館が、いわゆる集会施設として地域の方の利用がなされておりました。そういうことで老朽化した児童館だったものですから、昨年の大成のまちづくり地区の懇談会で、その中でこの老朽化した施設に対する対応、それらについて地域の方から町長に対する意見が、改修等要望についての意見が求められていたというのもありました。そういった中で、今般の大成旧商工会館のあと利用というようなことも出てきてまして、児童館機能としては休止してるんですが、集会施設としては利用されていた。それを老朽化していたので、今般の商工会館を集会施設として機能させていくと。このような今までの流れでございますので、それについてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。真柄議員からは、この施設、地域の住民の皆さん方にとりまして必要な施設とご理解をいただいたとっておりますが、そこでしっかりと地域の皆さん方に利用していただくために必要な予算の補正をさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございせんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） ただ今の質問に関しても関連になるかと思うんですが、地域の要望を含めて商工会長をはじめ、町長のご理解いただきながら補正をしていただいたんですが、この備品購入に関して下段に会議用テーブルから椅子、ストーブ等これも備品購入費として補正していただいておりますが、大成区の中には、ほかにも生活館ありまして、以前から要望出ていたのが、椅子が欲しいんだということでの要望がありましたので、これに合わせるということにはならないかもしれませんが、以後ぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 堂端総合支所長。

○大成総合支所長（堂端重雄君） 石原議員の質問にお答え申し上げたいと思いますが、今大成には、ほかに花歌生活館それから富磯生活館それから上浦生活館、ほかに三つあるわけでございまして、それら地域の方々の集会施設としての利用の仕方、これらいろいろ現状があるわけでござ

ざいまして、今ご提案いただいた椅子等の整備ということにつきましては、地域の方々のいわゆる利用の実態、あるいは要望等をお聞きしながら、今後検討してまいりたいと思いますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 再度確認ですが、ぜひ地域にこちらから問い合わせをいただいて、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 堂端総合支所長。

○大成総合支所長（堂端重雄君） そのようにさせていただきたいと存じます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 先ほど条例改正のところで真柄議員からも説明ありましたが、補足資料だと3ページ、個人番号カード交付事業に併せてですが、真柄議員も高齢化が進んでいる、まちにとって対応も含めて、先ほどご質問であったんですが、老人ホーム、グループホームそこに入所されてる方の対応というか、それに対して、まちと施設側と協議がなされているのか、今後どのような計画で進められるのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） マイナンバー制度の関係で通知カードが各世帯に郵送されます。基本的には住民基本台帳に記載されております住所に郵送される形になります。それで町として先ほども説明したと思いますが、住民周知の中で実際基本台帳の住所に住んでいない場合については、あらかじめ今現在の住所を教えてくださいと、そういった申請をお願いしますという周知をしているところであります。実際10月以降郵送という方法で行われるわけですが、当然、届かないという家庭も出てこようと思います。その場合につきましては、担当で確認調査等もしながら対応していきたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 国ではその広く周知ということでのご指示があったと思うんですが、繰り返しになりますけど、高齢者対策老人ホームやグループホーム等に入ってる方にも、きちんと運用されるようなことで、ぜひ協力体制をしっかりとっていただいて運用に向けて尽力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 吉崎課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） ただ今石原議員からご指摘いただきましたので、そのように取り計らっていききたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 今のカードですけれども、たまたま施設に入っている方も入ってなくてもいいんですけれども、個人としてはっきりとしてそのカードを作るとか、作らないとか。そういう認識を持ってない人、例えば持ってない人に当たっては、家族だからそれできるとか、それ今まさに

個人情報ということで、非常に国も神経をとがらせているんですけども、そのカードを作るために個人が、個人のカードを作る認識をしていないといった場合は、ほかにも多々あると思うんですけども、例えば、土地の売買、土地を譲渡したいそういう場合でも個人がきちんと状況を認識していなければ、今法律上なかなか名義変更もできないという状況になってますので、このカードの場合も、本人が作りたいといえれば一番いいんですけども、その辺の状況の判断は、それはまちがするんですか。それとも国から何か指示がくるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 吉崎課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） マイナンバー制度そのもののお話ですが、全国民お一人お一人に12桁の個人番号が付与されまして、今、国で考えているのが社会保障、税、災害対策、その3つの行政手続きに利用していくということで動いております。12桁の個人番号ですが、10月5日以降に通知カードというものが、各世帯にそれぞれ郵送されます。それとは別に個人番号カード、これは身分証明書にもなるものですが、それを新たに通知カードとは別に作りたいという希望がある方は、改めて申請をしていただいて、それを持っていただくという流れになっております。あくまでも個人番号につきましては、当初郵送される通知カードで把握できますので、それ以上のものは必要としない方はそれで事が足りるという話になろうかと思っております。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） ちょっと聞き取れない部分あったんですけども、今話を聞くと、そのカードは来ますけれども、そのカードをいろいろと報道で今出ているのはカードを発行するに当たり、個人個人にカードを取得するための文書が来て、その文書が来たら提出するという形になってますよね。その提出する際にも、本人が要するにわかって提出できればいいけども、家族なりその人方が勝手に個人の分を出すわけにはいかないし、その辺の対応を、まちがきちっとそんなに多くはないと思うんですけども、各施設に入ってる人でも相当自分の判断能力がない人たくさんいますので、その辺のことをどういうふうこれからしていくのか、その家族に対してもやはり情報をきちっと出してやらないと、どうしたらいいかわからないと思うので、その辺のことをどう考えてるかちょっと聞きたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 吉崎課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） ただ今のご質問ですが、ナンバー制度そのものの取り扱いにつきましては、うちのまちでは総務課で所管しておりますので、このあと総務課長から回答させていただきます。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今町民児童課長からお話ありましたように、戸籍に関する部分につきましては町民児童課が担当しております、マイナンバー制度自体のそういう制度の関係につきましては、総務課も窓口となっておりますので私から答弁させていただきたいと思います。先ほど来、細川議員から質問のございました、マイナンバー制度の件ですが、最初から申し上げますと繰り返になりますが、国民一人一人に12桁の番号が付くという制度です。それで、その際10月5日以降と国が申しておりますけども、各世帯主宛に個人カードというのが現在の住民票がある現住所のところに郵送されるとなっております。それでその個人カードにつきまして

は、顔写真とか入っておりませんので、身分証明証代わりになるようなカードではありません。それで先ほど来、出ております個人番号カードという別のカードがあるんですが、そのカードを取得したいという方は、個人の申請によりましてカードを作れるということでございます。もう一度申し上げますけども、最初に皆様のご家庭に届くカードは個人カードと言われるものでございます。通知カードでございます。失礼しました。その通知カードは顔写真の載っていない番号が12桁付されたカードとっていただければよろしいかと思っております。その際その通知カードと一緒に申請用紙が同封されて届きますが、その申請用紙というのは個人番号カードを作りたい方が利用する用紙でございまして、あくまでも本人の申請によりまして、その顔写真入りの個人番号カードというものが作れるということでございます。それともう一つ、高齢者もたくさんいらっしゃいますので、ご自分で判断できない方ですとか施設に入っておられる方、そのような方への対応はというご質問もありましたけども、先般、2日、3日前の報道によりますと、国の方針としては、その個人番号カードを作る際に市町村の職員が町内会を単位として、例えばその町内会に出向くのかどうかあれですけれども、そういったことで申請手続を簡素化してやっていくようなそういう方針が国から示されるようでございますので、その辺は正式に国からの通知をもって、まちとしては迅速、丁寧に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それではもう1点お聞きます。観光関連の補正の中で、これ残念な海水浴場の30万の減額補正でございます。決定した減額については私は今さらどうしようもないなと思ってますけれども、ただ、この観光を含めた、平浜だけではないですが、海水浴場の運営に関して私はちょっとこれお聞きしておきたいと思って質問しております。平浜の海水浴場ことしは管理員がいなくて出来ないというお話、私もある方から相談受けました。私の所管でもありますし、それは大変だということで、それからじゃ委員会でもなんでも開いた形の中で議論しなければならないと思ったら、もう既に閉鎖が決まったというお話でございました。それで私も非常に残念だと思っておりますけれども、明日からの決算委員会のこともあるので、去年の利用人数等を見ると、千、数百人の方が利用していると。そういう中でこの海水浴場の運営について最終的には観光協会に全部任せているのか。それとも町がどういう方向でこの海水浴場観光振興を図ろうとしているのか。この辺について、ことしの経過と海水浴場の運営ということ自体についての考え方をまずお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） ただ今の真柄議員の質問にお答えします。ことしの海水浴場の運営についてでありますけども、うちの平浜海水浴場は、監視員については町で公募を掛けてお願いしていると。こういうような経営でやっております。今年、1点目監視員の募集を掛けたところ応募が無かったと。2件目も再募集を掛けたけれども、一人はあったんですけども、募集定員の3名には満たなかったと。こういうようなことで過去に死亡事故等もあったことから、やはり監視員をきちんと置かなければ安全な海水浴はできないと。こういうことから

今年度は、やむなく監視員等が確保できなかったということで海水浴場を開設できなかったと。こういうようなことです。海水浴場の監視員につきましては、前にも、前年度も1回募集したんですけども、監視員がなかなか集まらないと。こういうようなことで高校生を対象にして何とか確保をして今まで運営をしてきましたけども、今年度に限らず今の状況の中からは、来年度においても海水浴場の監視員については、確保については厳しい状況が予想されているところであります。平浜海水浴場にすれば観光の、あそこ道の駅もありますので、当然観光の拠点として開設していかなければということで思っておりますので、来年度に向けては事務調整の中で開設については協議していきたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） でもね、それを言うけど、その監視員のほうは町のほうからのあれで、要するに町の事業として監視員を見つけるわけでしょ。それを運営してもらおうという形になるんでしょあそこで。監視してもらおうというか、それは町のお金で監視員を、観光協会のお金ではないんでしょ。人件費は。あくまで町の事業としたときに監視員を見つけられなかったから、これで海水浴場閉めますということ、それをしかも委員会に事前にこういうような状態だということも何もなくもう辞めましたという形で、ことしは処理されているんです。私たちもあわび山荘だけではなくて道の駅のこと、いろいろ現状を含めてこれからどうしたらいいかという話もしております。その段階の中で、その海水浴場の位置付けとしたら、まちとしたら先ほど言ったように観光の拠点というのであれば、これはちょっとおかしいのではないかと私思うんです。この減額はもう仕方ないです。ことしのことですから。けどもうちょっと前向きな形ですぐ夏から検討していくというのが当たり前ではないですか。

○議長（菅原義幸君） 佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） 来年度につきましても監視員を確保できるようにやっていきたいと思っております。町ですけども、一応監視員は町で募集を掛けてやっています。運営自体は観光協会に委託をかけて実施しているということでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございます。

真柄議員これから3回目だそうです。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） ですから課長、本当僕、あれですよ、大成区で苦勞しているのわかるんです。ただ、今言うように1回そういうふうにしてしまうと、まあ仕方ないやという形の中で、せっかくの海水浴場で、きちんと機能しなくなったら困るので、本当に戦略的にきちっと今から。今言ったって、また居なかったなという話ではなくて、どういう形にしたら本当に募集するのをどういう形で考えていけばいいのかということも含めて、あそここのところ、てっくいランドの管理人はあそこいるわけでしょ。てっくいランドいますよね管理人。であればそんなことも総合的に含めて観光協会と本当に真剣にお話をさせていただきたいし、そういうような施設がどうしても開場できないような場合は、やっぱり私たちにも事前にやっぱりそういう相談はさせていただきたいと思っておりますので、その辺についても配慮しながら何とかそういう形で来年三つの海水浴場開設できるように努力していただきたい。はい町長。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 監視いなくてもオープンしなさいということではありませんでしょ。今、申し上げてるのは、その安全を確保できなかったと、やむを得ずオープンできなかったということでございまして、これは来年度以降につきましても引き続き確保については努力をさせていただきたいと思います。ただ、いよいよ最悪監視員がいないということになりますと、これは、まちとしてはオープンするわけにはいかない。やはり安全第一ということで考えなければなりませんので、今回そうゆう状況にあったということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 今年度開設ができなかったというのは個人的にも残念ではありましたが、この数年、おとしは死亡事故、去年もあわや大惨事にいたらなかったという事故があった中で、担当課としても毎年、監視員の募集には苦慮されている中で、ことしも募集を掛けていただいた。それで募集がなかったわけですが、先ほど課長のほうで事務調整していただくということだったので、検討課題の一つとして、その公募しなかった理由の一つに保証がないんだと。例えば、時化ると、せっかくバイトとして募集掛けたとしても、時化るとその日の保障がないという意見も中にはあるわけです。まあ仕方ないんですが、であれば、例えばジャガイモ堀とか、そういうのにバイト行けばよかったなという、本当に町長ね、そういう率直な意見があるわけです。ですから、せっかく来年度に向けて事務調整していただくということだったので、その辺のことも検討課題として取り上げていただければと思いますけどいかがですか。

○議長（菅原義幸君） 佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） 先ほどの私の回答の中で海水浴場の監視員については、観光協会と申しあげましたけども、実質直営で、町の予算の中でやっていますので、大変申し訳ありません。訂正させていただきます。それと直営でうち場合、平浜海水浴場は、北海道の方に開設申請しております。その中に監視員は必ず設置しなければというのがありますので、そういったことから安全確保ということで、今回は開設に至らなかったということでもありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員待つて下さい。先に石原議員のほう。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） すみませんもう1点、答弁漏れがありました。石原議員言われるとおり事務調整の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 海水浴場イコール利用する方には、なんでライフセーバーなんでいないんだっていう認識を持つてる方もいらっしゃるわけです。でも今道に申請してそれが設置する段階で、ライフセーバーまで必要ないと強気に出ればちょっと語弊というか、勘違いされて伝わる部分があるので、その辺の周知の仕方も併せて来年度に向けて調整していただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） ただ今の質問ですけれども、ライフセーバーについては望ましいということで、必ずしも置かなければならないということにはなっておりません

ので、そういったことも含めまして検討してまいりたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただ今課長の答弁で、出面と、1日なんぼということで、開催、嵐のときだとか、波の高い時にはその海水浴場は閉鎖なる。水に入らない、入れないということになってます。そういうのがあるんで、シーズン中は幾らだというふうなことを決めて、そういうふうにして募集を掛けますと安心して募集できますけども、時化たらイモ掘りだとか、野菜取りではそれは誰も来るわけにはいかないの、シーズン中いくらというような計算をしてあげた方が、そういう監視員に来る可能性はいいのかと私感じましたのでいかがでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） 監視員確保するためには、今大湯議員言われるような方法も確かにあると思いますけども、実際賃金で支払しておりますので、実働時間で支払いということになりますので、委託と違って個人の賃金の支払いになりますので、そういったことは、できないと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） そういうふうなことだから集まらない。募集に応じてくれないんです。そこを考え直ししていただかなければ、3区の海水浴場の開設が今後危うくなるよと私たちが危惧しているわけですから、今後そういうことも考え方募集の方法も考えたほうがいいのかと私は考えます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 答弁は。

○7番（大湯圓郷君） 答弁して下さい。

○議長（菅原義幸君） 佐野産業建設課長。

○大成総合支所産業建設課長（佐野英也君） 当然、そういうようなことも含めまして来年度に向けて、さまざまな方法等も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

熊野議員。

○副議長（熊野主税君） 補足資料の3ページ、総務一般管理費のふるさと納税報償費この件ですけども、当初見込みよりも大幅に上がって1,050件ということで増額ですということで大変いいことだと思いますが、この当町のふるさと納税に対して、そのようなPRというか発信というのは、今は、何の方法を使っているか教えてください。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今のご質問にお答えいたします。ふるさと寄附金につきましては、まちからの宣伝といいますと、町のホームページに載せているのと、それから、さとふるさんという業者に委託してやっているわけですけども、そちらの方のホームページ等、そちらをご覧になる方も大勢いらっしゃると思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○副議長（熊野主税君）　ほとんどネット環境からこれだけの件数が増えたということの理解でいいんだろうと思うので、それほどインターネットの力が強いということはすごいと思うんですが、それを、まちからの発信というのは、言い方は悪いんですが、まちのホームページにも載って、そこからリンクするのは見てますけど、実際にはもっと個々の的に発信したらどうなんだろうかとか考えますと、ネット環境だけでこれだけ出るとなると、当然これから蓄積していけばデータも持ちますし、リピーターのためにダイレクトメールも作れるという環境にこれからなるかと思うんですが、これにせっきくこれだけ伸びているんですから甘んじることなく、次の方法を打って少しでもふるさと納税が増えるように努力をしていただきたいと思います、その辺をよろしくをお願いします。

○議長（菅原義幸君）　西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君）　ただ今、熊野議員からご意見ちょうだいしましたが、そのご意見に沿った形でPRに努めたいと思います。それとある程度の期間、今二月、三月と経過して、実績もだんだん上がってきましたので、報道関係にもPRしたり、あと個人的にも、せたな町でこういうふるさと納税始めましたと。返礼品も豊富にありますというのを議員の皆様からも、お知り合いの方、ご親戚の方そういった方に広くPRしていただければ、大変助かるとこのように考えております。それともう一つ加えて申し上げますと、せたなのふるさと会ですとか、いろんな場面に町長も出向く機会がございます。その際、町長としても、それから個人としてもいろいろ町長もPRに努めていると伺っておりますので、私たち職員も含めて熊野議員おっしゃったように、今後そのようなPRに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原義幸君）　ほかにございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君）　議案書の21ページ、商工費の温泉ホテルきたひやまの管理費の部分で防犯監視システムの更新工事、これは防犯カメラなどですが、これ何年ごとの更新なのかそこだけちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君）　鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君）　ただ今の質問ですが、防犯カメラにつきましては、議員言われたようにその何年ごとの更新ということでなくて、これ当初設置した防犯カメラで、すでに20年が経過しております。それでもう既に4台稼働していないということで、防犯上あまりよろしくない。それと昨年その温泉棟の、いこいの家が廃止になってホテルの日帰り入浴客の受け入れを廃止してございます。人がいないということで、その辺についても非常に防犯上好ましくないと。壊れた状態が続いているということなので、監視体制を高めるという意味で今回8台を設置するということでございます。

○議長（菅原義幸君）　ほかにございませんか。

なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

細川議員から早退の届け出が提出されましたので、これを許可いたします。

ただ今から休憩に入ります。再開は２時１５分といたします。

休憩 午後 ２時０２分

再会 午後 ２時１５分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第８ 議案第２号

○議長（菅原義幸君） 日程第８、議案第２号 平成２７年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の２７ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に２７２万８、０００円を追加し、総額を１９億２、３２１万７、０００円とするものでございます。

その内容ですが、特定健診未受診者に対する受診勧奨のための経費について補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは議案書の３０ページをお開き願います。今回補正をお願いする内容は、特定健診の受診率向上を目的に国民健康保険の保健指導事業を活用した未受診者対策事業を実施するものです。歳出からご説明いたします。８款保健事業費、１項１目共に特定健康診査等事業費で２７２万８、０００円の追加を行うものです。内訳として１２節役務費で通信運搬費が８万２、０００円の追加、１３節委託料として特定健診未受診者対策業務委託料２６４万６、０００円を追加し、歳入では３款国庫支出金、２項国庫補助金、１目財政調整交付金で特別調整交付金として２７２万８、０００円を追加し、収支の均衡を図るものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第9、議案第3号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に680万5,000円を追加し、総額を10億6,101万7,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護予防事業の追加や介護給付費、国道負担金返還金などについて補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹羽 優君) それでは議案の36ページの歳出よりご説明いたします。3款地域支援事業費、1項1目共に介護予防事業費、補正額6万円の増額につきましては、報償費で介護予防研修会講師謝礼の追加をお願いするものでございます。次に2項、包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額5万8,000円の増額につきましては、普通旅費で5年ごとの更新研修受講が義務づけられております介護支援専門員講習受講に係る1名分の追加をお願いするものでございます。次に2目任意事業費、補正額26万8,000円の増額につきましては、生活支援ささえあい協議会委員の報酬並びに費用弁償でございますが、当初予算で年間5回の開催を予定しておりましたが、会議の回数が8回の実施予定となったことから、増3回分の追加をお願いするものでございます。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、補正額641万9,000円の増額につきましては、23節償還金利子及び割引料として、前年度分介護給付費等実績に伴う返還金でございます。

これに伴う歳入でございますが、前に戻りまして34ページをお開き願います。3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金10万5,000円の増と5款道支出金、一つ飛ばしまして2項の道補助金、1目地域支援事業交付金5万2,000円の増は、生活支援ささえあい協議会の会議開催増に伴う交付金でございます。一つ戻りまして、1項の道負担金、1目介護給付費負担金については、過年度精算分として補正額5万9,000円を増額するものでございます。

次に7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業費繰入金では、介護予防研修会講師謝礼及び介護支援専門員更新研修旅費の増、それと生活支援ささえあい協議会会議開催に係る交付金の残と合わせて17万円の増額をお願いするのであります。

次のページであります。2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金では、過年度分介護給付費負担金返還に伴い基金繰入金を216万4,000円増額するものであります。

次に8款1項1目、款項目同じく繰越金は前年度繰越金として補正額425万5,000円となっております。前の基金繰入れと合わせて過年度の負担金に充てるものとなっております。歳入歳出それぞれ680万5,000円を増額し、補正後予算総額を10億6,101万7,000円とし収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第4号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1万3,000円を追加し、総額を4,152万4,000円とするものでございます。

その内容ですが40ページをお開きください。歳出では1款サービス事業費、1目デイサービ

スセンター事業費において、デイサービス事業用備品の購入をお願いするものであります。この財源といたしまして歳入において2款繰入金、1目一般会計繰入金において一般会計繰入金を追加し、収支同額としております。

説明は以上でありますご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第5号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に980万8,000円を追加し、総額を6億694万6,000円とするものでございます。

その内容ですが、瀬棚区水道施設整備地下水調査業務と丹羽ポンプ場施設更新工事をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案書その1、44ページでございます。下段の歳出からご説明いたします。2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費で補正額980万8,000円の増でございます。これにつきましては、13節委託料で瀬棚区水道施設整備地下水調査業務258万2,000円の増額でございます。内容につきましては瀬棚区の瀬棚市街地等における新たな水源確保を目的とした地下水の探査業務でございます。次に15節工事請負費で、丹羽ポンプ場施設更新工事に係る増額でございます。内容につきましては、当該施設は丹羽市街地及び

西丹羽地区に水道水を供給しており、先月8月6日、早朝に配水池に水を送水できない事故が起き原因を調査したところ、老朽化による送水管の漏水及び経年劣化による送水ポンプの誤作動等によることが判明し、現在応急措置により運転していることから今回補正をお願いするものでございます。

次に上段の歳入でございます。2款資本的収入、1項他会計出資金、1目他会計出資金、補正額490万4,000円の増でございます。これにつきましては一般会計出資金の増でございます。次に2項繰越金、1目繰越金、補正額490万4,000円の増でございます。これにつきましては前年度繰越金の増でございます。

以上、歳入歳出にそれぞれ980万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を6億694万6,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第6号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に50万円を追加し、総額を703万2,000万円とするものでございます。

その内容ですが48ページをお開きください。歳出では1款事業費用、3目処理場費において処理場の修繕料をお願いするものであります。

この財源といたしまして歳入において、1款事業収入、1目他会計繰入金において一般会計繰入金を追加し収支同額としております。

説明は以上であります。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第7号 平成27年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、収益的収支では、医療機器借上げ、診療業務委託などであります。また資本的収支では元町地区病院職員住宅の改修工事等について補正をお願いするものであります。

内容につきましては病院事務局長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 54ページをお開きください。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、3目経費2,074万円の増額で、2節旅費交通費79万8,000円の増です。これにつきましては、本年度着任しました医師4名それから臨床検査技師2名分の赴任旅費であります。5節消耗備品費29万9,000円の増額で、医師住宅用の洗濯機それからプリンター等を購入したものでございます。それから12節賃借料、人口呼吸器借上料76万8,000円の増額です。これにつきましては、現在の人工呼吸器は2台所有していますが、患者に使用のため不足を生じたために今回借入れしたものでございます。13節委託料、眼科婦人科診療業務300万円の減額です。これにつきましては、本年度、今まで函館より吉田眼科病院が眼科診療をしておりましたが、医師不足により眼科診療の見通しが立たないということで今回300万円を減額するものでございます。それから内科診療業務2,187万5,000円の増、これにつきましては現在、星野先生という方がいるんですが、先生側から委託業務としてお願いしたいということで今回委託料として予算を計上しております。

これに対する収入ですけれども53ページになります。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、2目外来収益2,074万円を増額し収支の均衡を図っております。

次に55ページお聞き願います。下段ですけれども1款せたな町立国保病院資本的支出、1項建設改良費、1目病院改築事業費616万5,000円を増額です。1目工事請負費で元町地区病院職員住宅改修工事ほかということです。この元町地区病院職員住宅改修工事につきましては、場所が保育所の横にある元北檜山中学校の教員住宅になります。これについて平成26年4月より空き家となって、今後も入居者の見込みがないということから教育財産から普通財産に引き継がれた住宅であります。それでこの普通財産に引き継がれました住宅について、病院財産へ移管するように、ことしの7月16日付、町長から承認をいただいている住宅であります。これにつきましては、本年11月1日にうちのほうで放射線技師1名を採用予定してるということで、本人は家族が4人家族ということで、町の職員住宅また民間アパートに空き家もないということで、この度改修し住宅を確保するというものでございます。そのほか今回、医師住宅の水道管設備改修工事それから医師住宅の塀の延長などについて補正をお願いするものでございます。

これに対する収入ですが、1款せたな町立国保病院資本的収入、1項1目他会計出資金308万2,000円を増額します。今回収支で不足する額308万2,000につきましては、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） きょう開会に先立って町長から行政報告があったわけですが、これに関して質問できないのは認識してはるんですけど、内科の夜間診療を実施するに当たって、この補正の中に事務長、看護師が不足している中でシフトもどういふふうに組んでいるか今はわかってないんですが、こういう形で町民サービスするに当たって、それが時間外手当とか、そういうことがどこかに載ってくるのかと思ったんですが、その辺はどういふふうに理解したらよろしいんでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 小林病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 10月から内科夜間診療ということで行政報告したわけですが、現実には今整形外科と歯科もやっているとということで、これらの職員につきましては時間対応ということではなくて、代休というんですか、例えば2時間勤務したら2時間を代休ということで、夜間診療につきましてもそういう形をとりながら人件費はなるべくかけないようにしたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 以前より看護師が不足している中でいろいろ工夫した中で、おぎなうということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 小林事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） その辺外来看護師等と打ち合わせの中で取れる時間をとっていただくという形で、代休という形で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第8号 せたな町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2の1ページでございます。議案第8号せたな町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、被扶養者年金保険金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日から施行され、共済年金が厚生年金に統一されることから本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは内容の説明をいたします。議案その2の3ページをお開きください。せたな町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でご説明申し上げます。附則の第2号になりますが、改正前は地方公務員等共済組合法、附則第18条の2、第1項第1号という下線を引いてある部分を厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に改めるものでございます。附則といたしましてこの条例は平成27年10月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第9号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、議案第9号 せたな町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、個人番号マイナンバー制度の運用が開始されることに伴い、法律の趣旨を踏まえた特定個人情報の適正な取り扱いの確保を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは内容につきましてご説明いたします。ただ今の提案理由でもございましたが、マイナンバー制度の運用が開始されることに伴いまして、条例の一部改正をするものでございますが、内容につきましては9ページの新旧対照表によって改正点の主なるものをご説明いたしますが、その前にこの改正の趣旨につきまして若干触れたいと思います。この個人番号をその内容に含む個人情報につきまして、特定個人情報という定義をいたしまして、その特定個人情報について個人番号というその個人の識別できる機能の高い情報が含まれておりますことから、より厳格な保護の措置を講ずることが必要とされておりますため、各地方公共団体におきましては、その保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保することが必要となります。そのために本町におきましても番号法のこの趣旨を踏まえまして、その厳正な管理と適正な運用を図るために、せたな町個人情報保護条例の一部を改正しようとするものでございます。

9ページをご覧ください。まず第1条の一部改正につきまして申し上げます。2条では改正前の2条第2号、3号及び4号それぞれ1号ずつ繰り下げまして、第1号の次に第2号といたしまして特定個人情報の定義を加えたものでございます。次に第7条の2でございますが、特定個人情報の収集等の制限についてであります。あらかじめ利用の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならないと定義しているものでございます。

続きまして10ページをご覧ください。10ページでは、第8条の2でございますが、ここでは特定個人情報の利用の制限について、先ほどを第7条の2の第1項の規定により、明確にされた目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならないと規定しておりますが、第2項では第1項の規定に係らず、その利用目的以外の目的のために利用できる旨を規定しているものでございます。次の第3項では、第2項の規定により特定個人情報を利用する場合の制限について規定しているものでございます。次に第8条の3では、特定個人情報の提供の制限について規定したものでございますが、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き特定個人情報を提供してはならないという内容を規定したものでございます。

続きまして第14条第2項でございますが、自己に関する個人情報の開示の請求についてというところですが、特定個人情報にあつては本人の委任による代理人も開示の請求ができるという内容を規定したものでございます。

続きまして11ページをご覧いただきたいと思います。第15条第2項及び第16条第1項第1号中、法定代理人とある部分を代理人に改めるものでございます。その下第25条第2項でございますが、費用の負担につきましては、負担すべき費用の減免規定についてここで追加したものでございます。

次に12ページをお開きください。12ページでは、この下段の表になりますが第2条のせつな町個人情報保護条例の一部改正について、これ以下挙げてございますが、まず第2条の規定にでございます。これにつきましては、第3号といたしまして情報提供等記録という部分の定義を追加したものでございます。

次に13ページをご覧ください。第32条第2項でございますが、個人情報の提供先等への通知につきまして、情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先を情報照会者または情報提供者とするというような内容を追加したものでございます。最後に附則でございますが、この条例は平成27年10月5日から施行する。ただし第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 先ほど町民児童課では戸籍とそしてそのほかのことに関しては総務課で所管するとおっしゃってましたけれども、各課でどの程度の人数の方がそれを担当するのかということと、それから、例えば国とかそういうところのコンピューターでさえハッキングされるという状態の中で、専用回線等を用いたセキュリティーとか、そういうことはどうなっているのかという部分をお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。役場庁舎内におきましてはマイナンバー制度のシステム担当者会なるものを設置しまして、それで住民基本台帳それから税これらの担当者、そ

れと社会保障の担当者、総勢12名ほどのそういうメンバーで構成しているものですが、これらの住民ナンバー制度の、そういう勉強会とか国から来ているそういう情報の共有化とか、そういうものに努めているところでございます。それとセキュリティーの関係につきましては、議員の皆様も新聞テレビ等でいろいろ国民年金との関係など、既にお耳に入っていると思えますけども本町におきましても、情報の洩れですとかそういうものがないようにその辺のセキュリティー関係はシステムを委託している会社等とも十分に協議して進めているところでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第11号 北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約の協議についてであります。北海道市町村総合事務組合の構成団体について6団体の脱退と1団体の加入に伴う北海道市町村総合事務組規約別表第1の変更並びに共同処理する第1項から第7項までの事務について、5団体の脱退と18団体の加入及び共同処理する第9項の事務について、6団体の脱退と1団体の加入に伴う同規約別表第2の変更について組合組織団体の協議が必要とされることから地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは議案の第11号の説明をいたします。議案書の21ページをお開き願います。21ページでは北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約の新旧対照表でありますが、右側の欄の改正前につきましては、別表第1では、表等市町名の欄、石狩振興局（16）となっておりますが、その部分を（15）それから内容ですが、アンダーライン

を引いております句読点、道央地区環境衛生組合この部分を削ったものでございます。次の渡島総合振興局につきましては、(17)を(16)に。そして内容につきましては、句読点、南渡島青少年指導センター組合を削除をしたものでございます。次に十勝総合振興局につきましては、(28)を(25)に。そして内容につきましては、句読点、東十勝消防事務組合、それから北十勝消防事務組合、以下二つの事務組合がございしますが、その合わせて4事務組合を削除し、変更後のとちち広域消防事務組合を加えたものでございます。別表の第2につきましては、変更後の白老町の次ですが、下線を引いた各町村につきまして18団体ございしますが、ここを加えたことと、それから改正前の下線を引いている部分、5団体でございしますが、これが脱退したことに伴いまして削除したものでございます。

次のページをお開きください。改正前の下線を引いております6団体につきまして、脱退に伴う削除。それから改正後につきましては、先ほども申し上げましたが、とちち広域消防事務組合が新たに加入したことに伴いまして追加をしているものでございます。附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし別表第1、十勝総合振興局の項中の改正規定、それから別表第2、1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2、9の項の共同処理する団体欄中の改正規定は平成28年4月1日から施行するというようなものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終了したので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約の協議についてであります。道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月

31日解散により脱退し、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から、とちち広域消防組合が加入し、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日解散により脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合別表を変更すること及び規約を左横書きに改めることについて組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議たまりますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは内容の説明をさせていただきます。25ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表でございますが、変更前、右欄の区分でいうと一部事務組合、石狩の欄でございますが、下線を引いております道央地区環境衛生組合を削るものでございます。次の渡島の区分につきましては、南渡島青少年指導センター組合を削るものでございます。十勝の欄につきましては、西十勝消防組合、以下アンダーラインを引いている部分の削除と変更後につきましては、とちち広域消防事務組合を加えるものでございます。附則といたしまして、まず附則の1では、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。正しい別表の十勝の項の改正規定は平成28年4月1日から施行する。それから附則の2につきましては、規約を左横書きに変更する場合の規定につきまして、ここで明記している内容になってございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第13号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第13号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の協議についてであります。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約第1条の整備、また道中央地区環境衛生組合及び南渡島少年指導センター組合の脱退に伴い、規約別表第1を変更することについて、組合組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは内容につきましてご説明いたします。29ページをお開き願います。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の新旧対照表でご説明いたします。まず第1条につきましては、変更前の下線を引いてあります最後の併せて以下の部分ですが、そこを削りまして変更後、議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするという内容に変更されているものでございます。次の別表第1につきましては、変更前の下線を引いております29ページから次の30ページまで6団体ございますが、この6団体を削るものでございます。それから30ページの変更後でございますが、とちち広域消防事務組合を加えているものでございます。附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は平成28年4月1日から施行するといった内容となっております。

説明につきましては、以上のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 同意第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第19、同意第1号 せたな町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

田井重久君の退席を求めます。

(田井委員長退席)

○議長(菅原義幸君) 本同意について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(高橋貞光君) 31ページでございます。同意第1号 せたな町教育委員会委員の任命について、せたな町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所は久遠郡せたな町北檜山区若松511番地。氏名、田井重久。生年月日、昭和26年3月10日生まれ、64歳でございます。

次の32ページに経歴等記載しております。よろしくご参照願います。
よろしくお願ひします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。
(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
これから同意第1号の件を採決いたします。
この採決は、会議規則第81条の規定により、無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(菅原義幸君) ただいまの出席議員は10名です。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、神田和浩議員、江上恭司議員を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(菅原義幸君) 投票用紙の配付漏れはありますか。
(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(菅原義幸君) 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
本件に対し、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否
といたします。
ただ今から投票を行います。2番席議員から順番に、議長席に向かって左側から投票し、右側

から自席に着席してください。

それでは2番席、神田和浩議員から投票願います。

(投票)

○議長(菅原義幸君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。

神田和浩議員、江上恭司議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(菅原義幸君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票はありません。

有効投票のうち、賛成10票。

以上のおり賛成多数です。したがって、同意第1号 せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(菅原義幸君) 田井重久君の入場を求めます。

(田井委員長入場)

◎日程第20 報告第1号及び日程第21 報告第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第20、報告第1号、平成26年度健全化判断比率の報告について、及び日程第21、報告第2号、平成26年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案その3でございます。ただ今一括上程になりました、報告第1号、平成26年度健全化判断比率の報告について、報告第2号、平成26年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率など四つの指標、いわゆる健全化判断比率について、報告第2号は、同法第22条第1項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

内容につきましては財政課長より説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長(佐々木正則君) 議案書その3の2ページでございます。平成26年度健全化判断比率でございますが、国において全国の数値が確定いたします時期が例年12月頃となりますの

で、それまでは速報値として取り扱われるものでございます。

健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定され、財政の健全度がどの程度の水準にあるかを表すものでございます。

表の説明をいたします。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、前年度と同様に赤字が発生してございませんので比率はございません。次に、実質公債費比率につきましては、一般会計及び特別会計、それに一部事務組合でございます檜山広域行政組合、北部松山衛生センター組合を含めまして、地方債の返済額の割合を示したもので、資金繰りの程度を示すものでございます。これは過去3年間の平均値でございます。平成26年度は10.3%で前年度に比べ0.9%改善してございます。次に将来負担比率につきましては、現時点で想定される将来に支払わなければならない負債が一番左側でございます標準財政規模65億8,685万円と比較いたしまして、どの程度にあるかを指標化したものでございます。平成26年度は18.8%と前年度に比べ8.3%改善してございます。説明申し上げましたように当町の健全化判断比率につきましては、いずれの比率も早期健全化基準をクリアしておりますとともに、3ページの平成26年度町普通会計財政健全化審査意見書では、総合意見として健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類につきましては、適正である旨、監査委員から審査の意見をいただいたところでございます。

次に6ページでございます。平成26年度公営企業資金不足比率について説明をいたします。この指標は健全化判断比率と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定されるもので、個々の特別会計の健全度がどの程度の水準であるかを表すため設けられている比率でございます。公営企業に係る法適用の病院事業、非適用の簡易水道事業から風力発電事業までの4事業に係る余剰金でございますが、まず病院事業会計では5億1,349万3,000円の余剰金となっております。この額につきましては、国に報告する決算統計の数値をもとに計算されたものでございまして、流動資産と流動負債の差となっておりますので実際の決算書の数値と若干異なるものでございます。続いて簡易水道事業特別会計で722万9,000円、公共下水道事業特別会計232万5,000円、漁業集落排水事業特別会計で11万5,000円、風力発電事業特別会計で114万8,000円の余剰金となったところでございます。次に資金不足比率でございますが、前年度と同様に、いずれの会計におきましても資金不足は発生してございませんので、資金不足比率はございません。

それから7ページから11ページの経営健全化審査意見書でございますが、いずれの会計におきましても、総合意見として資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類については、適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件は、報告済みといたします。

◎日程第22 認定第1号ないし日程第36、認定第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第22、認定第1号、平成26年度せたな町一般会計歳入歳出決算から日程第32、認定第11号、せたな町病院事業会計決算までの11件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） ただいま一括上程になりました認定第1号から認定第11号までの平成26年度せたな町各会計の決算認定に係る提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算認定に付するものでございます。

その内容につきましては、添付資料であります決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の12ページ、各会計別歳入歳出決算額総括書において、一般会計ほか九つの特別会計と病院事業会計について予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額等の状況をご説明申し上げます。

この予算の執行に当たりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正に執行したと考えておりますので、そのようにご理解の上ご審議を賜り認定いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題としております11件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第11号まで11件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これから休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時45分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、委員長に大野一男議員、副

委員長に江上恭司議員が互選された旨の報告がありました。

◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で、本日の議事日程は終了したので会議を閉じます。
決算審査特別委員会が終了するまで休会とし、本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした

散会 午後 3時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月11日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 大 野 一 男

署 名 議 員 熊 野 主 税

平成27年第3回せたな町議会定例会 第2号

平成27年9月24日(木曜日)

○議事日程(第2号)

- 1 諸般の報告
- 2 会期の延長について

○出席議員(12名)

1番 細川伸男君	2番 神田和浩君
3番 江上恭司君	4番 本多浩君
5番 石原広務君	6番 梶田道廣君
7番 大湯圓郷君	8番 真柄克紀君
9番 平澤等君	10番 大野一男君
11番 熊野主税君	12番 菅原義幸君

○欠席議員(0名)

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	田井重久君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	西村晋悟君
財政課長	佐々木正則君
税務課長	横川忍君
町民児童課長	吉崎照人君
保健福祉課長	丹羽優君
産業振興課長	鎌田勝幸君
建設水道課長	原進君
出納室長	関功悦君
国保病院事務局長	小林安晴君

総務課まちづくり推進室長	黒	澤	智	彦	君
産業振興課参事	松	村		悟	君
総務課長補佐	高	橋		純	君
財政課長補佐	神	田		昌	君
町民児童課長補佐	佐々	木	真	由美	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二子	君
保健福祉課長補佐	西	田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君
産業振興課長補佐	佐	藤	英	美	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君
税務課主幹	佐々	木	正	人	君
町民児童課主幹	濱	登	幸	恵	君
保健福祉課主幹	上	野	宏	行	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
産業建設課主幹	三	浦	剛	大	君
産業建設課主幹	河	原	泰	平	君
産業建設課主幹	阪	井	世	紀	君
農業センター副所長	沼	口	英	樹	君
建設水道課主幹	久津	間		智	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
国保病院事務局主幹	伊	勢	千	佳子	君
財政係長	吉	田	有	哉	君
経理入札係長	小	林	朱	央	君
戸籍年金係長	菽	原	千	明	君
介護保険係長	竹	内	亜	希子	君
農業振興係長	長	内	解	人	君
水産振興係長	手	塚	清	人	君
林業振興係長	池	田	裕	之	君

《大成総合支所》

総合支所長	堂	端	重	雄	君
産業建設課長	佐	野	英	也	君
地域町民課長補佐	菽	原	勝	幸	君
産業建設課長補佐	杉	村		彰	君
大成水産種育苗成センター場長	沖	崎	孝	純	君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸	治	君

地域町民課主幹	浜	高	正	明	君
大成水産種育苗成センター主幹	栄	田	武	志	君
環境生活係長	藤	谷	知	昭	君
福祉係長	谷	川	一	志	君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	篠	塚	三喜郎	君	
産業建設課長	福	士	裕	継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修	二	君
地域町民課長補佐	濱	口	喜	秋	君
地域町民課長補佐	八	木	忠	義	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古	畑	英	規	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成	田	円	裕	君
教育委員会事務局長	高	田		威	君
教育委員会事務局次長	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局主幹	増	田	和	彦	君
教育委員会事務局主幹	黒	澤	美	知子	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	小	板	橋	司	君
---------	---	---	---	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西	村	晋	悟	君
書記次長	高	橋		純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	横	川	洋	二	君
事務局次長	丹	羽	小	百合	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	横	川	洋	二	君
事務局次長	丹	羽	小	百合	君
事務局書記	松	林		功	君

開議 午後 4時07分

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 全員が出席しておりますので、本会議を再開いたします。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日午前、議会運営委員会が開催され、次のとおり決定した旨の報告がありました。

本多委員から委員長の辞職願が提出されたので、これを許可し、後任の委員長に細川伸男君、副委員長に梶田道廣君が互選されました。

◎日程第2 会期の延長

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の延長についてを議題といたします。

先刻、開催されました議会運営委員会において、本定例会の会期を10月9日まで15日間延長することに決定しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会で決定したとおり本定例会の会期を10月9日まで延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は10月9日まで延長することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 決算審査特別委員会が終了するまで休会いたします。

散会 午後 4時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月11日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 大 野 一 男

署 名 議 員 熊 野 主 税

平成27年第3回せたな町議会定例会 第3号

平成27年10月1日（木曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 諸般の報告
- 2 認定第 1号 平成26年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 2号 平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 3号 平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 4号 平成26年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 5号 平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 6号 平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 7号 平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 8号 平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第 9号 平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第10号 平成26年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 12 認定第11号 平成26年度せたな町病院事業会計決算について
- 13 意見案書第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 14 発議第 1号 せたな町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 15 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

（第3号の追加1）

- 1 諸般の報告
- 2 同意第 2号 せたな町監査委員の選任について

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 3番 江上恭司君 | 4番 本多浩君 |
| 5番 石原広務君 | 6番 梶田道廣君 |
| 7番 大湯圓郷君 | 8番 真柄克紀君 |
| 9番 平澤等君 | 10番 大野一男君 |
| 11番 熊野主税君 | 12番 菅原義幸君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

農業委員会会長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会委員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委員	残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高	野	利	廣	君
総務課長	西	村	晋	悟	君
財政課長	佐	々木	正	則	君
税務課長	横	川		忍	君
町民児童課長	吉	崎	照	人	君
保健福祉課長	丹	羽		優	君
産業振興課長	鎌	田	勝	幸	君
建設水道課長	原			進	君
出納室長	関		功	悦	君
国保病院事務局長	小	林	安	晴	君
総務課まちづくり推進室長	黒	澤	智	彦	君
産業振興課参事	松	村		悟	君
総務課長補佐	高	橋		純	君
財政課長補佐	神	田		昌	君
町民児童課長補佐	佐	々木	真由美		君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	西	田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君
産業振興課長補佐	佐	藤	英	美	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君
税務課主幹	佐	々木	正	人	君
町民児童課主幹	濱	登	幸	恵	君
保健福祉課主幹	上	野	宏	行	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
産業建設課主幹	三	浦	剛	大	君
産業建設課主幹	河	原	泰	平	君
産業建設課主幹	阪	井	世	紀	君
農業センター副所長	沼	口	英	樹	君
建設水道課主幹	久津間			智	君

建設水道課主幹	上	田	一	男	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
国保病院事務局主幹	伊	勢	千佳	子	君
財政係長	吉	田	有	哉	君
経理入札係長	小	林	朱	央	君
戸籍年金係長	萩	原	千	明	君
介護保険係長	竹	内	亜希	子	君
農業振興係長	長	内	解	人	君
水産振興係長	手	塚	清	人	君
林業振興係長	池	田	裕	之	君

《大成総合支所》

総合支所長	堂	端	重	雄	君
産業建設課長	佐	野	英	也	君
地域町民課長補佐	萩	原	勝	幸	君
産業建設課長補佐	杉	村		彰	君
大成水産種苗育成センター場長	沖	崎	孝	純	君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸	治	君
地域町民課主幹	浜	高	正	明	君
大成水産種苗育成センター主幹	栄	田	武	志	君
環境生活係長	藤	谷	知	昭	君
福祉係長	谷	川	一	志	君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	篠	塚	三喜	郎	君
産業建設課長	福	士	裕	継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修	二	君
地域町民課長補佐	濱	口	喜	秋	君
地域町民課長補佐	八	木	忠	義	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古	畑	英	規	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成	田	円	裕	君
教育委員会事務局長	高	田		威	君
教育委員会事務局次長	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局主幹	増	田	和	彦	君
教育委員会事務局主幹	黒	澤	美	知子	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 小 板 橋 司 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記 長 西 村 晋 悟 君

書記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 横 川 洋 二 君

事務局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 横 川 洋 二 君

事務局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

事務局 書記 松 林 功 君

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんには決算審査特別委員会閉会後で大変お疲れのところご苦労さまでございます。

定例会を再開いたします。

ただ今の出席議員が 12 名です。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 1 諸般の報告は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 2 認定第 1 号ないし日程第 1 3 認定第 1 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、認定第 1 号、平成 26 年度せたな町一般会計歳入歳出決算から日程第 1 2、認定第 1 1 号、平成 26 年度せたな町病院事業会計決算までを一括議題といたします。

本件について決算審査特別委員長の報告を求めます。

○10 番（大野一男君） ただ今議題になっております決算審査特別委員会に付託された平成 26 年度せたな町各会計歳入歳出決算認定第 1 号から認定第 1 1 号までの審査結果をご報告いたします。当特別委員会は 9 月 16 日設置され、委員長に私、大野 一男、副委員長に江上恭司委員を選任しました。当特別委員会は 9 月 17 日に再開し、各会計歳入歳出決算書及び附属書類について説明を受け質疑を行い慎重かつ精力的に審査したものであります。

その結果、当特別委員会は認定第 1 号平成 26 年度せたな町一般会計歳入歳出決算については不認定と決定しました。また認定第 2 号、平成 26 年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から認定第 1 1 号平成 26 年度せたな町病院事業会計決算までについては、すべて認定すべきものと決定いたしました。

議長に進言いたします。審査は十分に尽くされておりますので、認定第 1 号から認定第 1 1 号までの各会計決算認定については、質疑を省略し討論、採決に入られることを進言して、せたな町議会決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（菅原義幸君） ただ今、委員長から決算審査特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く 10 名構成であり、特別委員会で審査は十分尽くされているので質疑を省略し討論、採決に入られるようとの進言がありました。

お諮りいたします。

委員長進言どおり取り進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め委員長進言どおり質疑を省略し、直ちに討論、採決に入ることになりました。

認定第1号、平成26年度せたな町一般会計歳入歳出決算について委員長報告は不認定とするものです。

ただ今から賛成討論を許します。ございませんか。

次に、反対討論を許します。

熊野副議長。

○副議長（熊野主税君） 26年度せたな町一般会計歳入歳出決算が、決算特別委員会において、全議員の不認定となったことは、決算審査特別委員会の真柄委員の反対討論にもあったように、職員の鋭意努力により成果があったことを認めつつも、社会福祉協議会、地域おこし協力隊それらの問題については、収支決算の数字または法的に問題はなかったとしても、理事者側の答弁において私たち議員が納得できるものではなかった考えから、全議員の不認定になったものであります。これからの町政を進めるに当たって、今回の結果を持って、まちの執行をよろしくしていただきたいということを提言し、反対討論といたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） これより認定第1号について起立により採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者なし）

○議長（菅原義幸君） 賛成者はおりません。

したがって認定第1号は全員一致で不認定とすることに決しました。

認定第2号、平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第2号の委員長報告は認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号、平成26年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第3号、平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第3号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第3号、平成26年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第4号、平成26年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第4号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第4号、平成26年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第5号、平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決します。

認定第5号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第5号、平成26年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第6号、平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決します。

認定第6号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号、平成26年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第7号、平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第7号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号、平成26年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第8号、平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第8号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号、平成26年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第9号、平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第9号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号、平成26年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定す

ることに決しました。

認定第10号、平成26年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第10号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第10号、平成26年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

認定第11号、平成26年度せたな町病院事業会計決算について討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第9号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

認定第11号の委員長報告も認定とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のどおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、認定第11号 平成26年度せたな町病院事業会計決算は認定することに決しました。

◎日程第13 意見書案第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第13 意見書案第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神田和浩議員。

○2番(神田和浩君) 意見書案第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実強化を求める意見書であります。本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占めており、間伐などの森林整備による温暖化の防止に向けて大きな役割が期待されています。また、豊かな森林資源

に恵まれた本道においては、森林整備に伴い産出される木材を有効に活用し、次の森林整備につなげていく森林資源の循環利用を確立することが急務となっています。こうした中で、道では森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化、林業再生対策等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきました。しかしながら平成28年度の公共事業予算や補正予算の確保が大変厳しい状況が見込まれる中、地域の林業、林産業の振興に向けた取り組みを加速化させるためには、森林吸収源対策や公共事業、森林整備加速化、林業再生対策等安定的な財源の確保が必要であることから、本意見書を提出するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。ここに議員各位の賛同をお願い申し上げます。

(「よし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) これから採決をいたします。
お諮りいたします。

意見書案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第14 発議第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第14、発議第1号、せたな町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

細川伸男議員。

○1番(細川伸男君) 発議第1号、せたな町議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由を申し上げます。この発議は議会運営委員会の委員で提案するものです。改正の内容は、せたな町議会会議規則第2条、欠席の届け出に次の1項を加えるものでございます。2項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができるの1項を加えるものであります。改正理由につきましては、議会における欠席の届出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し出産の場合の欠席の届出について新たに規定するものであります。改正内容につきましては、ご理解をいただけたと思います。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を省略し討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 発議第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、発議第2号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後2時53分

○議長(菅原義幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今町長から同意第2号、せたな町監査員の選任について追加提案がありました。この案件を日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、町長から提出のあった同意第2号、せたな町監査員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程1の1 諸般の報告

○議長(菅原義幸君) 追加その1の日程第1、諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございます。

◎追加日程1の2 議案第13号

○議長(菅原義幸君) 追加その1の日程第2、同意第2号、せたな町監査員の選任についてを議題とします。

大湯圓郷議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退席を求めます。

(大湯圓郷議員退席)

○議長（菅原義幸君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 議案その5の1ページをお開きください。同意第2号せたな町の監査委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

平澤等監査委員から本日付で監査委員を辞任したい旨、自治省第198条の規定により辞任届の提出があり、それを受理し承認いたしました。これに伴いまして、後任の監査委員の選任について議会の同意を求めするため、議案の追加提案をするものでございます。

同意案第2号、せたな町監査委員の選任についてでございます。次の者をせたな町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。住所は久遠郡せたな町北檜山区北檜山144番地9。氏名、大湯圓郷。生年月日、昭和22年度12月10日生まれ67歳でございます。

次のページに経費等を記載しておりますのでご参照願います。

よろしく願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

大湯圓郷議員の着席を求めます。

(大湯圓郷議員着席)

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成27年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月11日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 大 野 一 男

署 名 議 員 熊 野 主 税